

# 議 事 日 程

令和 8 年第 1 回浜中町議会定例会  
令和 8 年 3 月 5 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 3 号	令和 7 年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 3	議案第 1 4 号	令和 7 年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
日程第 4	議案第 1 5 号	令和 7 年度浜中診療所特別会計補正予算(第 5 号)
日程第 5	議案第 1 6 号	令和 7 年度浜中町水道事業会計補正予算(第 1 号)
日程第 6	議案第 1 7 号	令和 7 年度浜中町下水道事業会計補正予算(第 2 号)
日程第 7		町政執行方針
日程第 8		教育行政執行方針
日程第 9		一般質問

(開議 午前10時00分)

---

開 議 宣 告

---

**○議長（落合俊雄君）** 前日に引き続き、会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、前日同様であります。

---

日程第2 議案第13号 令和7年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第2、議案第13号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（齊藤清隆君）**（登壇） 議案第13号令和7年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、年度末に当たり、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料、繰入金、繰越金の決算見込みに基づき、必要とされる予算の補正をお願いしようとするもので、補正額は711万8000円の追加となります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款総務費では一般事務に要する経費などで14万8000円の減額、2款後期高齢者医療広域連合納付金は北海道後期高齢者医療広域連合負担金で726万6000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料で658万4000円の追加、3款繰入金は126万1000円の減額、4款繰越金は前年度剰余金179万5000円を追加するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は9603万円となり、今年度の後期高齢者医療特別会計は予算の範囲内で決算できる見込みであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第13号の質疑を行います。  
歳入歳出一括して行います。  
質疑はありますか。  
5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 歳入の156ページについてです。

後期高齢者医療保険、1項後期高齢者医療保険料の現年度分特別徴収保険料91万7000円の増と現年度分普通徴収保険料593万1000円の増がありますが、令和7年度の保険料については、年間均等割が5万2953円、所得割が年間で11.79%で1年分の保険料が算出され、賦課限度額は80万円となっていると思います。

今回、当初予算で前年の所得に基づいて賦課徴収するようになっていると思います。暫定であって、所得が決まってから動くこともあると思いますが、大きく伸びた理由について、簡潔に説明をしていただきたいと思います。

次に、158ページの後期高齢者広域連合負担金726万6000円の追加についてです。

これについても歳出の保険料追加の関連があるのか、お伺いします。

**○議長（落合俊雄君）** 保険課長。

**○保険課長（久野義仁君）** それではまず、156ページの歳入の現年度分特別徴収保険料、現年度分の普通徴収保険料の増の要因というご質問についてです。

何度か議会の場でも説明させていただいたとおり、現年度中に団塊の世代が全て後期高齢者に移行したということで、浜中町もその例に漏れず、後期に移行する年齢層は多いです。そういったことが年度途中に到達したことにより、徴収保険料が上がったことがほとんどの理由になります。

それに関連しまして、歳出の後期高齢者医療広域連合負担金726万6000円についてです。

基本的に、国保とは違って、療養給付に関しては国保連合会が全て行うことになっております。被保険者数が多くなりますし、高齢者に係る医療費は非常に高いものですから、3月末の見込みとしては医療療養給付費にこれだけの伸びがあったということです。

このように、国保に関しては、被保険者数は減っているものの、医療費は上がり続けていますが、被保険者数の移動が大きな要因になっているのかなという推測を原課としてはしているところです。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第14号 令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第5号)

---

○議長(落合俊雄君) 日程第3、議案第14号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第14号令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、今年度の介護給付費などの支出見込みに基づき、必要とされる予算の補正をお願いするもので、補正額は2690万1000円の減額となります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款総務費では介護保険推進に要する経費や介護認定審査会に要する経費で8万7000円の減額、2款保険給付費では、居宅介護サービス等給付に要する経費や地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費などで2656万3000円の減額、3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業に要する経費や包括的支援事業に要する経費で261万6000円の減額、4款基金費では基金積立金で236万5000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料では第1号被保険者保険料現年度分103万2000円の追加、前年度滞納繰越分6万5000円の減額、2款国庫支出金では、介護給付費負担金141万1000円の追加、現年度分調整交付金784万7000円の減額、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業61万7000円の減額、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業12万8000円の減額、保険者機能強化推進交付金4000円の追加、介護保険保険者努力支援交付金24万4000円の追加、介護保険事業費補助金23万3000円の増額、3款道支出金では、介護給付費負担金785万6000円の減額、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業6万4000円の減額、5款支払基金交付金では、介護給付費交付金2204万1000円の減額、地域支援事業支援交付金71万7000円の減額、6款繰入金では、介護給付費繰入金332万1000円の減額、地域支援事業繰入金介護予防・日常生活支援総合事業70万5000円の減額、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業21万円の追加、事務費繰入金145万7000円の減額は、いずれも支出の見込みに伴うもの、低所得者保険料軽減繰入金は保険料の確定により45万4000円の追加、7款繰越金は前年度剰余金1432万9000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は5億16万1000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し

上げます。(降壇)

**○議長(落合俊雄君)** これから議案第14号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6番田甫哲朗議員。

**○6番(田甫哲朗君)** 170ページの地域密着型介護サービス給付に要する経費のうち、負担金90万円の減額についてです。

当初予算90万円が皆減となっています。地域密着型介護予防サービス機関は僕の記憶ではなごみだったかなと思っているのですが、皆減になった要因、また、サービス機関の所在をご説明ください。

次に、その下の施設介護サービス給付に要する経費1364万2000円の減額についてです。

当初予算比でほぼ半減しています。当初予算2億1462万円でしたが、1000万円強の減額となった要因については、野いちごや老人福祉・母子健康センターなどの施設に対するものかと思うのですが、それぞれの減額の理由を説明していただきたいと思えます。

**○議長(落合俊雄君)** 保険課長。

**○保険課長(久野義仁君)** まず、170ページの地域密着型介護サービス給付に要する経費90万円の皆減の理由でございます。

地域密着型施設は、読んで字のごとく、地域密着なので、浜中町にある施設で浜中町民のみ利用できる施設ということで、なごみが該当になります。地域密着型介護予防サービスについては地域密着型施設が提供する予防サービスがございます。ただ、毎年なのでございますけれども、なごみで予防サービスを使われる方がいなかったことが大きな要因になります。当然、毎年、サービスを提供しておりますが、介護サービスのメニューはかなり多岐にわたるものですから、令和7年度はたまたま予防に関するメニューの利用がなかったということで皆減となっております。

また、サービス機関の詳細についてですが、地域密着型施設は本町ではなごみのみということで現在も変わりません。

次に、二つ目の施設介護サービス給付に要する経費1364万2000円の減についてです。

議員がおっしゃるとおり、大幅な減額となっております。大きく分けると、居宅サービス、施設サービスの二つになります。居宅サービスとは在宅をしながら介護サービスを受けるサービスで、施設サービスとは入所して様々なサービスを受けるもので、この二つに分けられるのですが、ここ二、三年、施設に入所する方が少なくなっています。また、介護度が高い方が入所されないと給付費もそれに伴って下がってきます。

6年度と7年度の比較で申し上げますと、延べ利用者で施設介護サービスの利用は500人程度下がっており、その分、居宅に関しては伸びているということです。ただ、給付

費の大きな要因となるのは施設介護サービスで、金額的に高いものですから、どうしても金額的に目立ってしまうのです。

今、野いちごも満床状態で、待機者も20名ほどいるのですけれども、介護度が高い方が入所できる状態にはありません。下限が介護度3ですから、介護度3ないし介護度4の待機している状況ですけれども、来年度以降、介護度が高い方が増えて入所となるとこの数字が伸びてくるのかなと予測しているところです。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。  
これから議案第14号の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第14号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第15号 令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第5号）

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第4、議案第15号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（齊藤清隆君）**（登壇） 議案第15号令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第5号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和7年度浜中診療所特別会計の決算見込みに基づき必要とされる予算の補正をお願いするもので、補正額は618万1000円の減額となります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款総務費、浜中診療所管理に要する経費では光熱水費100万円の減額、浜中診療所運営に要する経費では会計年度任用職員期末手当1万3000円の追加、研修旅費18万6000円を減額するなど、6万3000円の減額、2款医業費、医業に要する経費では、医薬材料費420万円の減額、感染症廃棄物処理委託料19万円を追加するなど、385万7000円の減額、入院患者等給食に要する経費では、賄材料費など、120万1000円の減額、3款公債費、地方債償還利子では6万円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では、1項入院収入では、国民健康保険診療報酬収入213万9000円の減額などで総額833万3000円の減額、2項外来収入では国民健康保険診療報酬収入287万2000円の減額などで総額857万9000円の減額、2款使用料及び手数料では予防接種料などで456万5000円の減額、3款繰入金では一般会計繰入金65万7000円の減額、4款繰越金では前年度剰余金1549万2000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億4376万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第15号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 179ページの診療収入の使用料及び手数料についてお伺いします。

予算書を見ますと、補正額のほとんどが三角ということで、最終補正予算ですから、そういうことになるのは当然のことかなと思っておりますが、中でも、国民健康保険診療報酬収入213万9000円の減、後期高齢者診療報酬収入443万3000円、外来収入では国民健康保険診療報酬収入287万2000円と大きいわけです。この減額の理由を、また、使用料及び手数料の予防接種委託料511万1000円の減の大きな要因についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、歳出の184ページの浜中診療所運営に要する経費のうち、8節旅費の研修旅費18万6000円の皆減についてです。

当初予算で計画されていた研修内容と皆減になった理由についてお知らせください。

次に、医業に要する経費のうち、需用費の医薬材料費420万円についてです。

これは当初予算では648万8000円増の要因はと伺いましたが、そのときには、新型コロナウイルス310万円、带状疱疹450万円という答えが返ってきました。

今回の補正の420万円減の内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

次に、その下の委託料の感染性廃棄物処理委託料についてです。

これについては逆に19万円増えている状況で、昨年補正予算審議では前々年度のときも毎年増加しているという答弁がありました。入れ物が大きくなったせいで料金が高くなっているという話だったように伺っていますが、今年度もそういう状況なのかどうか、お知らせをいただきたいです。

**○議長（落合俊雄君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** ご質問にお答えいたします。

まず、議案書180ページの歳入の入院収入についてご説明申し上げます。

診療所に入院されている方の多くが後期高齢者医療制度の対象者です。令和7年度は当

初見込んでいた患者数を下回ってしまいまして、入院収入の減額が顕著に表れてしまいました。

次に、国民健康保険や社会保険の被保険者についてご説明申し上げます。

この対象者は、比較的若い年齢層の方が中心であることから、前年度決算を基礎として予算計上をしているのですけれども、結果として、令和7年度は入院対象者が想定を下回ってしまいまして、減額になっております。

ちなみに、12月末時点の入院患者数は、延べ人数で1378人、令和6年度の同じ時期だと1860人、その差が482人の減となっております。その期間の平均患者数を見ますと、2.2人の減少です。

次に、外来収入についてです。

患者数自体に大きな変動は見られませんでした。診療報酬の改定があったほか、当初予算における見込みが少し高めであったのかなと原課では判断しております。

ちなみに、外来収入の12月末現在の患者数は延べ人数で8987人、令和6年度の同時期で8775人、その差が212人の増となっております。年間平均患者を見ますと1.0人の増となっているのですけれども、先ほど申し上げた診療報酬の改定と当初予算の見込みに乖離があったのかなと原課では判断しております。

次に、使用料及び手数料の予防接種料についてです。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスのワクチンの対象者が1866人おりましたが、令和6年度の実績を見ますと、そのうち、205人が接種済み者でございました。これにより、令和7年度の予算では200人の接種を見込んでいたのですけれども、実績でいきますと、1月末で84人の方が接種されている状況でした。その差額分に該当する116人分をこのたび新型コロナウイルスのほうで減額させていただきました。

次に、带状疱疹ワクチンですが、425人の方が対象者になっておりまして、当初予算においては約25%の接種率ということで106人を見込んでおりましたが、令和6年1月時点で68人を見込んでおりまして、その差の38人を減額させていただきました。

また、その他のワクチン接種としまして、麻しん風しん2種混合、4種混合、BCG、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザなどの減額も行っております。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては約140万円、带状疱疹ワクチンについても140万円、その他のワクチン代も140万円、合計で420万円を減額させていただきました。

次に、歳出の184ページの診療所運営に要する経費のうち、研修旅費18万6000円の減額についてです。

当初予算において、看護師が札幌で行っている医療ソーシャルワーカーの研修への出張を考えていたのですけれども、オンライン会議に変更になったことから皆減とさせていただきます。

次に、医業に要する経費のうち、需用費の医薬材料費についてです。

こちらは、ワクチンの購入費420万円です。先ほど歳入のほうで420万円と言ってしまったのですけれども、診療所に入ってくるワクチン接種料のほうで計算した結果が511万1000円です。失礼いたしました。

最後に、委託料の感染性廃棄物処理委託料についてです。

昨年、見積りを取ったときに単価の改定があるということで単価の増加分も含めて当初予算計上しておりました。今、正しい搬出量の資料を持ち合わせていないのですけれども、年々、廃棄物の処理量が増えているということで、このたび19万円を補正させていただくものでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 総体的には理解しました。

診療収入について、それぞれ減額されるということは、裏を返せば町民が健康であるというあかしかたと捉えておりますが、そういうふうを受け止めてよろしいかどうか、お答えください。

ほかについては全て了解です。

**○議長（落合俊雄君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** 議員が今おっしゃられたとおり、町民の入院率は多分そんなに高くはないと思いますし、健康である証拠ではないかと私も判断しております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第16号 令和7年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第5、議案第16号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）**（登壇） 議案第16号令和7年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書197ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正は決算見込みによるもので、収益的収入で、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、水道使用料366万2000円を追加、2項営業外収益は、主に一般会計補助金1021万6000円を減額し、長期前受金戻入益152万7000円を追加するものであります。

198ページをご覧ください。

収益的支出で、1款水道事業費用1項営業費用1目浄水及び配水費は514万6000円の追加とし、内訳としまして、主に修繕費の不足見込み分493万7000円の追加、2目総係費は973万4000円の減額で、主に給料等の実績見込みによるもの638万7000円、委託料324万4000円を減額するものであります。

3目減価償却費142万2000円の減額は、主に構築物、機械及び装置取得の実績見込みによるもの、4目資産減耗費38万5000円の減額は、構築物除却費の実績見込みによるもの、188ページにお戻りいただき、議案第2条収益的収入及び支出の補正後の予定額は、それぞれ489万5000円を減額し、2億1384万2000円となります。

199ページをお開きください。

資本的収入で、1款資本的収入1092万7000円の減額は、主に1項1目企業債、建設改良費の事業費確定などに伴う企業債の減額によるものであります。

資本的支出で、1款資本的支出1100万円の減額は、建設改良費の事業費確定による配水施設費の執行残を減額するものであります。

188ページにお戻りいただき、議案第3条資本的収入及び支出で、補正後の第1款資本的収入の予定額は2348万5000円、第1款資本的支出は7825万8000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を5477万3000円に、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を3477万3000円に改めようとするものであります。

189ページをお開きください。

議案第4条起債の限度額の合計を1250万円に、議案第5条一時借入金の限度額を1250万円に、議案第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は3814万円に、議案第7条他会計からの補助金は5349万5000円にそれぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第16号の質疑を行います。

収支一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第16号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第17号 令和7年度浜中町下水道事業会計補正予算(第2号)

---

○議長(落合俊雄君) 日程第6、議案第17号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君)(登壇) 議案第17号令和7年度浜中町下水道事業会計補正予算(第2号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書208ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正は決算見込みによるもので、収益的収入で、1款下水道事業収益2項営業外収益112万6000円の減額は主に一般会計補助金を減額するものであります。

収益的支出で、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費49万1000円の追加は主に委託料の実績見込みによる減額及び手数料等を追加するもの、2目処理場費49万1000円の減額は主に修繕料等の実績見込みによる減額及び消耗品費を追加するもの、3目総係費112万6000円の減額は主に給料等の実績見込みによるものであります。

200ページにお戻りいただき、議案第2条収益的収入及び支出の補正後の予定額は、それぞれ112万6000円を減額し、4億330万1000円に改めようとするものであります。

209ページをお開きください。

資本的収入で、1款資本的収入766万円の減額は、主に建設改良費の事業費確定などに伴う企業債の減額によるものであります。

資本的支出で、1款資本的支出1360万4000円の減額は、いずれも建設改良費の執行残によるものであります。

200ページにお戻りいただき、議案第3条資本的収入及び支出で、補正後の資本的収

入の予定額は1億3602万5000円、資本的支出は2億3645万5000円に改めようとするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億43万円に、過年度分損益勘定留保資金を4071万5000円に、資本的収支調整額を667万6000円に、当年度分損益勘定留保資金を5173万9000円に改めようとするものであります。

201ページをお開きください。

議案第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を、特定環境保全公共下水道事業810万円、漁業集落排水事業2160万円に、議案第5条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を1365万6000円に、議案第6条、予算第8条に定めた他会計からの補助金は2億1838万9000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第17号の質疑を行います。

収支一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第17号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 町政執行方針

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第7、町政執行方針を行います。

町長より、令和8年度町政執行方針の表明を受けます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）**（登壇） 令和8年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会の皆様

にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長就任から3年目を迎え、町民の皆様や関係団体の御支援の下、山積する課題に対し、一步一步、着実に取組を進めてまいりました。今後も、これまで以上に、将来の浜中町のあるべき姿を見据え、町政運営に全力で取り組んでまいります。

昨年10月、日本初の女性総理大臣が誕生し、世界の価値観や多様性の在り方が大きく転換期を迎えていることを象徴する歴史的な出来事と捉えております。国においては、成長戦略と財政政策を通じたデフレからの完全脱却を目指し、物価高への対応や国土強靱化の推進など、強い経済の実現に向けた総合経済対策を進めております。

また、地方が自ら将来像を描き、実現に向けて歩みを進めることを基本とする地域未来戦略の下、地場産業の付加価値向上や販路拡大など、地方の稼ぐ力を強力に支援する取組が進められているところであります。

いまだ不安定な世界情勢に起因する物価高やエネルギー価格の高止まりなど、本町の基幹産業である農業、漁業をはじめ、町民の皆様の生活に影響を与え、社会全体が大きく変化する中でこれまで以上に判断力と実行力が問われているものと感じております。

町民の皆様が真の豊かさを実感できる施策の実現に向けて、必要な決断を恐れず、職員一丸となって未来に向けたまちづくりに邁進してまいります。

本町の令和8年度一般会計予算は、産業振興事業、津波避難タワー建設等の防災対策事業、茶内ふれあい広場のリニューアル工事事業、子育て環境等の福祉充実に向けた事業などの費用を盛り込み、前年度と比較し、4億6585万9000円減の93億4077万5000円となったところであります。

引き続き非常に厳しい財政状況ではありますが、より一層、選択と集中による事業展開を図り、町民の皆様の声をしっかり受け止め、共にまちづくりを進めてまいります。

以下、第6期浜中町まちづくり総合計画の体系に沿って、令和8年度の施策の内容をご説明申し上げます。

産業の垣根を越えて、みんなで築き上げる活力あるまちづくりについてです。

農業の振興についてです。

我が国の農業を取り巻く状況は、大規模な自然災害や地球温暖化、農家戸数の減少による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの希薄化など、様々な課題を抱えております。こうした中、令和7年4月、国は、中長期的な農政の基本的な施策と目標を示す新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、国民生活に不可欠な食料自給率の向上と食料安全保障の確立を目指しております。

酪農情勢においては、国内における農産物の需要回復が求められる中、国際情勢や円安による配合飼料や肥料などの生産資材やエネルギー価格の高止まり、さらには、気候変動に伴う暑熱対策など、酪農家にとって厳しい経営状況が続いております。

本町の農業は、酪農を基幹とした草地基盤に立脚した循環型農業を進めております。今後、国際情勢等に左右されにくい自給飼料生産に努め、様々な経営形態を維持しながら持

続可能な農村地域づくりを目指してまいります。

農業基盤の整備については、自給飼料生産、草地基盤の機能充実を目指す草地整備事業を進めるとともに、国営農地再編整備事業については、浜中地区国営農地再編整備事業推進期成会を中心に、事業計画策定のため、土地利用状況の把握など、地区調査を進めてまいります。

農道については、既に着手している道営浜中姉別地区一般農道整備事業を進め、新たな整備路線の追加について、引き続き北海道へ要望してまいります。また、農業者に対する家畜購入資金貸付けや各種制度資金に対する利子補給を継続してまいります。

持続可能な農業の推進については、地域社会や自然環境に十分配慮した循環型農業の実現を目指し、環境保全機能の向上を図ってまいります。日本型直接支払制度の取組については、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、地域や農業者の取組を支援してまいります。

農業の担い手の育成確保についてです。

後継者対策については、農業後継者就業交付金の活用を促すとともに、浜中町農業後継者対策推進協議会の運営に支援し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

新規就農者等の育成確保については、浜中町就農者研修牧場の運営に対する負担のほか、農業経営技術研修受入れ者、浜中町酪農ヘルパー組合が行う担い手対策に対し、支援してまいります。また、新規就農者の地域定着を促進するため、就農後の農場リース料等の助成、新規就農者育成総合対策事業に基づき、支援してまいります。新・農業人フェアをはじめとする各種就農相談会への積極的な参加や農業系大学や専門学校などへの訪問を関係団体との連携の下で行い、新たな担い手の確保に力を注いでまいります。

家畜防疫対策の推進についてです。

地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病等の対策については、浜中町家畜自衛防疫協議会と連携し、飼養衛生管理基準の遵守による適切な飼養管理の推進を図ってまいります。

農業関係団体等への支援については、浜中町酪農技術センター、浜中町乳牛検定組合、浜中町和牛改良組合の運営に対し、支援してまいります。

林業の振興についてです。

森林は、社会生活基盤の構築を図る上で重要かつ貴重な再生可能資源であり、林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有しております。

近年、地球温暖化から地球沸騰化とも言われている中、森林の公益的機能に対する町民の期待が高まっております。しかし、町内のカラマツやトドマツを主体とした人工林は、主伐時期を過ぎた高年齢林が半数を占めております。現状では二酸化炭素吸収量の減少が避けられないことから、持続可能な森林保全を推進し、森林からの恩恵を永続的に享受するために計画的な森林整備を進めてまいります。

町有林等の整備についてです。

町有林については、森林環境保全整備事業として地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、野鼠駆除などを計画的に実施してまいります。民有林の整備については、伐採後の造林に対して支援する豊かな森づくり推進事業のほか、新たに創設する私有林整備事業により支援してまいります。

林道の整備については、木材の安定供給や持続的な森林施業の推進を図るため、林業専用道幌戸北線の開設を行うほか、若山線及び奔幌戸線の林道補修を継続し、町有林整備に必要な林業専用道の整備を計画的に進めてまいります。

生物多様性の保全については、本町が有する自然と生物多様性を次代につなげるに当たり、関係団体との連携の下、川上から川下までの一体的な保全活動を実施するなど、生物の生息・生育環境に配慮した森づくりを進めてまいります。

有害鳥獣対策についてです。

エゾシカ駆除については、農林業被害対策として、地元猟友会等の協力により有害駆除を実施し、浜中町鳥獣被害防止対策協議会が実施する農林業被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。ヒグマ対策については、関係機関と連携を密にし、人命被害や農畜産物被害の未然防止を念頭に出没情報等を迅速に発信してまいります。また、市街地での被害対策として、緊急銃猟対応マニュアルの適切な運用による対策を講じてまいります。

捕獲などに伴う担い手を確保するため、新規免許取得者の狩猟免許の取得費のほか、猟銃購入などの費用に対して助成するなど、駆除隊員の確保に努めてまいります。

植樹祭についてです。

豊かな森の生成は、水資源の確保や漁業支援の保全に極めて重要な役割を果たしていることから、令和8年度で32回目となる浜中町植樹祭を、浜中漁業協同組合女性部との共催の下、湯沸地区の植樹予定地で開催し、町民の皆様とともに豊かな森づくりに取り組んでまいります。

漁業の振興についてです。

漁業については、地球温暖化による海洋環境の変化などにより、漁業資源の減少、漁業者の高齢化による従事者の減少など、様々な課題が存在し、厳しい経営状況が続いております。このような中、本町の業者が将来にわたって安定した生産と経営が持続できるよう、沿岸海域における水産資源の増大を目指すとともに、本町ならではの増養殖事業のさらなる推進を図ってまいります。

さらには、本町が有するクオリティーの高い水産物のブランド化を推進し、産業団体や生産者との連携を図りながら、水産業の活性化を目指すとともに、持続可能な漁業の実現に向けて、豊かな漁場を生かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指してまいります。

水産物のブランド化については、地理的表示（G I）保護制度に登録された浜中養殖うにに続く浜中ブランドとして、氷鮮まいわしのブランド化を推進してまいります。加えて、昆布、ハナサキガニ、アサリ、ホッキなどについても、関係機関と連携し、ブランド化を進め、札幌や首都圏でのイベントを通じて広くPR活動を展開し、消費拡大や販路拡大を

目指してまいります。

資源管理の推進については、令和7年度に制度改正された漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業を活用し、引き続き昆布藻場の維持管理やアサリ漁場の環境保全対策に支援してまいります。また、水産資源については、浜中散布両漁業協同組合や釧路地区水産技術普及指導所などとの連携の下、適正な管理に努めてまいります。

赤潮被害対策については、今後も、実証試験として投入したウニ種苗のモニタリングや生残率調査に対し、支援を継続してまいります。

増養殖事業の推進についてです。

本町のウニの安定した資源確保に向け、浜中町ウニ種苗生産センターと釧路管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。また、浜中漁業協同組合が新たに実施する稚タコ育成礁設置事業やナマコ増殖事業のほか、浜中・散布両漁業協同組合が実施するマツカワ放流事業、浜中漁業協同組合青年部が行う昆布の試験養殖事業など、水産資源の増大に向けた取組に支援してまいります。

漁業の担い手の育成確保についてです。

後継者対策については、漁業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

漁業経営の安定については、漁業者の経営安定に向け、漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給などを継続してまいります。また、水産物の付加価値向上や消費拡大に向け、町外でのプロモーションやふるさと納税制度等の活用促進を図るため、地元流通を含めた販売活動の展開につなげてまいります。

港湾・漁港関連施設の整備についてです。

霧多布港湾については、持続的な港湾使用に備え、マイナス2.0泊地のしゅんせつや霧多布潮路橋の橋梁点検を実施してまいります。また、老朽化が進む臨港道路の改修や港湾区域内の照明灯のLED化を図るため、国へ要望するとともに、霧多布港への屋根つき岸壁の整備について、国や関係団体と協議してまいります。

漁港については、琵琶瀬漁港物揚場等の改修を行うほか、散布漁協外港の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。また、琵琶瀬瀬戸航路及び新川航路のしゅんせつを継続してまいります。

商工業の振興について、本町の商工業は、少子高齢化の進行による人口減少や物価高の影響が続く中、経営者の高齢化や後継者不足に伴う廃業が進み、事業所数の減少が依然として著しい状況にあります。また、インターネット通信販売等の普及による消費者行動の変化に伴い、町外への購買力の流出に歯止めが利かない状況にあります。このため、商工業の振興と経済活性化に向け、町内における新たな産業の創出を図るべく、積極的な企業誘致を推進してまいります。

創業支援と担い手の育成確保については、創業支援事業補助制度を継続し、町内で起業、創業を目指す方々への支援により、さらなる町内経済の活性化を図ってまいります。また、

商工業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と定住促進を図ってまいります。

商工業の経営持続に向けた支援については、小規模事業継続支援補助制度を町内事業者の経営の実情やニーズに対応した活用しやすい制度内容へ見直しを図り、事業者の経営基盤の強化とさらなる活性化を支援してまいります。また、産業振興資金貸付けや小規模企業特別融資などにより、中小企業の金融円滑化と経営近代化を支援してまいります。

雇用の安定と創出の推進については、町内において事業場新設等を行う事業者に対し、浜中町企業振興条例に基づく固定資産税の課税免除などにより、経営に対する負担軽減と地域での雇用確保に努めてまいります。

特産品の開発と消費、販路の拡大については、浜中ブランドの確立を図るため、浜中町中山間活性化施設——M O - T T Oかぜでの有効活用を図るとともに、地元の1次産品を使った新たな特産品やふるさと納税返礼品など、魅力あふれる商品開発を促進してまいります。

また、消費や販路の拡大については、産業団体や関係機関とより一層連携を密にし、各種物産イベントへの積極的な参加に向けた体制づくりに努めてまいります。

消費者相談については、特殊詐欺対策電話機等設置費補助制度を継続し、電話による特殊詐欺被害の未然防止に取り組んでまいります。また、特殊詐欺や多重債務などについては、釧路市消費生活センターへの相談業務委託を継続するとともに、浜中消費者協会との連携の下、特殊詐欺被害防止に向けた情報提供や啓発に努めてまいります。

観光業の振興については、本町の最大の魅力は厚岸霧多布昆布森国定公園の中核を担う世界に誇れる霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境にあります。近年、霧多布岬は野生のラッコが生息する岬として広く認知され、これまで多くの観光客にお越しいただいております。また、霧多布岬をフィールドとしたエコツアー、カヌーツーリングなどの体験型観光についても引き続き町内外から注目されており、今後も、地域特性を生かした観光振興を図り、浜中町観光協会や産業団体、関連事業者との連携の下、観光地として多くの方に選ばれるまちを目指したプロモーションを推進してまいります。

観光情報の発信については、浜中町観光協会が地域おこし協力隊と連携して行う観光ホームページのリニューアルを支援し、SNSの活用と併せた本町の魅力ある観光情報の発信により、本町を訪れる観光客へのサービス向上に努めてまいります。魅力ある観光イベントの創出について、浜中町観光協会等が実施する魅力ある観光イベントに対し、支援を継続してまいります。また、町内関係団体との協力体制の下、協力イベントへの積極的な参画に努めてまいります。

厚岸霧多布昆布森国定公園の誘客促進についてです。

国定公園への誘客促進については、北海道及び厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会との連携を図ってまいります。また、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会等と連携し、地域での観光客受入れ体制の整備を進めてまいります。ルパン三世を活用した観光の

推進について、モンキー・パンチ&ルパン三世 d e 地域活性化プロジェクトの活動を支援し、本町への誘客と周遊につながる広報活動を継続してまいります。

観光拠点施設の運営についてです。

霧多布湿原センターと霧多布温泉ゆうゆについては、町民や観光客に親しまれる本町の重要な観光拠点施設であることから、指定管理制度による運営を継続し、事業者のアイデアやノウハウを大いに生かした事業展開を図ってまいります。

自然を守り未来につながる住みよいまちづくりについてです。

自然保全、景観形成についてです。

本町は、霧多布湿原をはじめとした豊かな自然環境を有しており、この貴重な財産を後世に引き継いでいくためには、自然保護と地球温暖化対策の双方に目を向けながら取り組む必要があります。2050年カーボンニュートラルの実現に向けたゼロカーボンシティ宣言、本町全体の脱炭素に関する目標などを示す浜中町地球温暖化対策実行計画に基づき、今後の事業展開を図ってまいります。

自然環境の保全と脱炭素に向けた取組については、浜中町環境基本計画に基づき、本町の豊かな自然環境、生態系などの保全に努めるとともに、脱炭素に向けた取組として52の公共施設の照明LED化を引き続き実施し、消費電力及び二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

環境教育については、町内全ての小・中・高等学校で実施している浜中町学校版環境ISOをはじめ、環境に優しい学校づくりを進めるとともに、出前講座等を通じて環境保全に対する意識醸成を図ってまいります。

魅力ある景観形成についてです。

本町は、自然景観や産業景観など、多種多様な景観を形成しております。魅力ある本町の景観を守りつつ、その活用を図るため、浜中町景観条例及び浜中町景観計画に基づき、本町の景観形成に取り組んでまいります。また、地域おこし協力隊と連携し、花や緑を取り入れた景観づくりを進め、まち並みの魅力向上と景観維持に努めてまいります。

環境保全、環境衛生についてです。

ごみ処理対策等については、浜中町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と資源リサイクル化を進めるとともに、ごみの分別徹底の意識啓発に取り組んでまいります。可燃ごみについては、根室市への委託処理を継続し、根室市が進める新たな廃棄物処理施設の建設に対しましては、事業費の一部を負担し、円滑な整備、運用に向けて連携を図ってまいります。ごみの不法投棄については、管内市町村で構成する自然の番人宣言推進委員会などとの連携の下、根絶に向けた取組を進めてまいります。

犬・猫対策については、犬猫避妊去勢手術補助により、野犬や野良猫及び捨て犬や捨て猫の増加を抑制し、地域社会に対する危害及び迷惑の未然防止に努めてまいります。また、野犬野良猫保護対策事業補助により、町内の野犬、野良猫の保護活動に取り組む団体に対しまして支援してまいります。

交通安全、防犯対策についてです。

交通安全対策については、関係機関や関係団体と相互に連携を図り、交通安全運動等の活動強化や町内事業所への啓発訪問を実施するなど、飲酒運転の根絶、高齢者の事故防止、通学時の安全確保に向けた取組を展開してまいります。

防災対策については、町民が安全、安心に暮らすことができる生活環境の構築に向け、犯罪や非行のないまちを形成すべく、青少年は地域で育むという視点の下、関係機関、関係団体と連携を図りながら防犯活動を進めてまいります。浜中町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の被害からの回復や軽減、生活再建などに必要な支援を行えるよう、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等を支える体制を構築してまいります。

住宅、住環境の整備についてです。

民間賃貸住宅等整備の支援については、民間賃貸住宅等建設促進事業により、事業者が行う賃貸住宅や従業員宿舍など、町内における多様なニーズに対応した住まいの整備を支援し、企業の安定的な雇用や事業継続を促進してまいります。

住環境整備の支援については、安心住まいる促進事業により、住宅の新築や改修費用の一部を助成することで長く安心して住み続けられる住まいづくりを支援してまいります。

町営住宅の整備については、浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の快適な環境整備を図ってまいります。散布団地については、昭和44年度に建設した町営住宅の解体工事を実施してまいります。空き家等の適切な管理を図るため、広報誌等による啓発活動に努めるとともに、除却に対する支援を継続してまいります。

空き家の利活用については、浜中町空き家等対策計画に基づき、空き家バンクによる情報提供に努めてまいります。

道路、交通網の整備についてです。

町道及び橋梁の整備について、町道については、霧多布2条通、茶内3条通、琵琶瀬川中1号道路、茶内1号幹線道路の改良工事を実施してまいります。橋梁については、浜中町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、狭霧橋の補修工事や26橋の橋梁定期点検委託を実施してまいります。

町道の維持と除雪についてです。

本町の道路環境については、近年の車両や機械の大型化などにより、道路の損傷が進む傾向にあることから、除雪を含め、その安全性を確保するため、適切な維持管理に努めてまいります。

地域公共交通の維持確保についてです。

町営バスについては、浜中町地域公共交通計画に基づき、町民の身近な生活交通手段として利便性が図られるよう、浜中町地域公共交通活性化協議会や委託事業者と連携しながら運行してまいります。

上下水道の整備についてです。

上水道の整備については、浜中町水道ビジョンに基づき、指定避難場所等の重要給水施

設への配水管を耐震化すべく、霧多布地区の配水支管耐震化更新工事及び配水施設の耐震改修を図るため、霧多布配水池耐震補強工事を実施してまいります。また、水道事業、農業用水道事業とともに、持続可能で健全な事業運営を進め、安全、安心な水道水の供給に取り組むとともに、自然災害などに備え、町内における強靱な水道システムの構築に努めてまいります。

下水道の整備についてです。

特定環境保全公共下水道区域については、第2期浜中町下水道ストックマネジメント計画に基づき、電気・機械設備等更新工事を実施してまいります。漁業集落排水区域については、漁業集落排水施設機能保全計画に基づき、計装機器の更新工事を実施してまいります。

災害に強く、町民に寄り添ったまちづくりについてです。

町道の保全についてです。

治山の推進について、急傾斜地崩壊や土石流のおそれがある土砂災害警戒区域については、はまなか防災マップ等の活用により周知してまいります。

治水の推進についてです。

水害対策については、防災関係機関と共同で浜中町水防訓練を実施するほか、ノコベリベツ川水害対策連絡会議を通じて関係機関との連携強化を図ってまいります。

海岸保全の推進についてです。

琵琶瀬地区から榊町地区の防潮堤かさ上げについては、早期完成に向け、北海道へ強く要望してまいります。

防災体制の整備については、発生の確率が高まっている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、津波、異常気象がもたらす大雨や暴風雪など、予期せぬ自然災害への備えは喫緊の課題であります。特に、地震津波対策については町内の避難困難地域における人命を救うことを重点とした事業展開を図ってまいります。

防災対策の推進についてです。

津波避難施設については、津波避難対策緊急事業計画に基づき、新川西地区及び仲の浜地区に津波避難タワー建設工事を実施してまいります。

北海道が示す地震、津波による被害想定及び減災目標においては、防災・減災対策の推進により大幅に被害を軽減できるとされていることから、引き続き国や北海道に対する技術的・財政的支援を要請してまいります。

避難路の整備については、道道霧多布岬線——湯沸坂歩道及び道道琵琶瀬茶内停車場線——MGロード改良の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。

防災意識の向上については、これまでの災害に関する教訓を伝承する取組や津波防災啓発用VR動画の積極的な活用など、災害に対する正しい知識と行動力を身につけていただけるよう、町内における防災教育を推進してまいります。

津波避難訓練については、町内会、自治会と連携し、令和7年度供用開始となった琵琶

瀬地区津波避難タワーを活用するなど、より実践的な訓練に取り組んでまいります。また、浜中町防災総合訓練のほか、防災講演会、災害図上訓練、避難所運営訓練などを引き続き実施し、多くの関係機関との連携強化を図りながら地域防災力の強化を図ってまいります。

避難体制の整備についてです。

迅速な避難に関する啓発活動については、はまなか防災マップや広報誌などを活用し、広く周知してまいります。特に、令和6年能登半島地震の発生を受け、これまで以上に、町民に対し、冬期間における避難方法の周知に努めてまいります。

行政機能の確保については、業務継続計画——BCPについては、図上訓練等、実効性を高めるための取組を進めてまいります。

消防救急体制の整備についてです。

消防体制の整備について、消防体制については、釧路東部消防組合浜中消防署との連携を図り、消防職員の育成や消防団員の確保、養成を図るとともに、各種訓練や消防団活動への支援により、町内における消防力の強化に努めてまいります。

救急体制の整備についてです。

救急については、応急措置と搬送体制の維持に努めてまいります。また、令和7年度に更新した高機能通信指令装置を活用し、迅速かつ効率的な初動体制の確立と現場到着所要時間の短縮を図ってまいります。

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくりについてです。

地域福祉についてです。

地域で支える基盤づくりについては、地域福祉の中核を担う浜中町社会福祉協議会の事業運営に対し、支援を継続してまいります。また、要支援者の支援については、民生委員児童委員や関係機関との連携を図ってまいります。

地域共生社会の推進についてです。

浜中町地域活動支援センターを共生型地域福祉の活動拠点とし、障がい者と高齢者、地域住民との交流を推進するとともに、障がいのある方々への生産活動等の機会提供に努めてまいります。また、宅配用弁当の高齢者配食サービス事業については、高齢者の見守り対策と併せながら継続してまいります。

高齢者福祉については、浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総括的かつ計画的に推進してまいります。また、本町における中長期的な介護ニーズ等の現状を踏まえ、令和9年度から令和11年度までを期間とする浜中町第10次高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定してまいります。

高齢者の方々への生きがい対策として、浜中町高齢者事業団の事業運営に対する支援のほか、敬老会や老人クラブなど、地域における活動支援を継続してまいります。

福祉サービスについては、高齢者や障がい者の方々がそれぞれの地域で安全、安心な生活が確保されるよう、自立生活支援、外出支援、除雪サービスを実施してまいります。また、難聴者の社会参加を促進するため、補聴器の購入に支援してまいります。

健康づくりと介護予防については、高齢者が活動的で生きがいのある生活を営むことができるよう、後期高齢者の健診受診促進に向けた健診無料化のほか、感染症対策として、インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナの予防接種料助成を実施してまいります。また、地域において介護予防教室や健康教室を開催してまいります。

介護保険制度の充実と認知症施策については、介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援と認定された方々への訪問・通所サービスを展開するとともに、認知症高齢者に対応する施策を総合的に推進し、支援を必要とする方々を地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。また、地域の介護中核である浜中福祉会の事業運営に支援するとともに、介護サービス等との連携を図ってまいります。

介護職員の人材育成と確保については、介護職員の人材育成は本町でも喫緊の課題であることから、介護職員初任者研修の受講希望者への助成のほか、浜中福祉会の人材確保事業に支援を継続してまいります。また、浜中町福祉職修学資金貸付制度の周知啓発を図り、町内における福祉職の人材確保に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、浜中町第4期障がい者計画及び浜中町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。また、障がい福祉へのニーズ等の状況を踏まえ、令和9年度から令和11年度までを期間とする浜中町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を策定してまいります。

日常生活支援、社会参加の促進については、障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動支援センターでの活動の充実を図ってまいります。また、相談支援等を実施することにより、的確な福祉サービスの提供に努めてまいります。

障がい児福祉サービスについては、浜中町子ども発達支援センターについては、令和7年度に開設したおやこ教室などにより療育の充実を図り、言葉や身体の発達などに不安を抱える幼児等の支援を継続してまいります。また、障がい児の通所支援については、児童発達支援事業所などと連携し、提供体制の構築を図るとともに、町外の発達支援事業所への通所に係る保護者に対し、交通費の助成を継続してまいります。

子育て支援、児童福祉についてです。

母子保健等についてです。

産後ケア事業については、利用料の全額公費負担を継続し、産前産後サポート等の妊娠・出産包括支援事業を展開してまいります。また、妊産婦健診及び1か月児健診、新生児聴覚検査の助成のほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などにより、妊娠期、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。さらに、子育て支援アプリ情報配信サービス、妊産婦健診交通費の助成、誕生祝い品として子どものテーブルセットなどのプレゼントを継続するほか、不妊治療交通費の助成を継続してまいります。

保育所の運営については、町内保育所においては、保育を必要とする家庭に対し、通常保育のほか、一時預かり、延長保育、子育て支援センター事業を継続してまいります。ま

た、常設保育所においては、新たに実施することも誰でも通園制度——乳児等通園支援事業により、子どもの健やかな成育環境の確保を図ってまいります。加えて、全ての保育所での給食提供及び利用者の給食費無償化などを継続し、働く世代の方々の子育て環境の充実に努めてまいります。

放課後児童の健全育成についてです。

放課後児童クラブについては、霧多布及び茶内で開設し、保護者等が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めてまいります。また、子ども預かり等の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業、家事や育児の援助を行う子育て世帯訪問支援事業及び子どもショートステイ事業を継続してまいります。

浜中町子ども家庭総合支援拠点については、対象者の相談と支援の充実に努めてまいります。

子どもの遊び場づくりについては、多くの子育て世代が集い、子どもが遊ぶことができる場所づくりや世代間交流が図られるにぎわい創出の拠点づくりとして、茶内ふれあい広場のリニューアル工事を令和9年度供用開始に向けた2か年事業として進めてまいります。

ひとり親・低所得者福祉についてです。

生活支援については、ひとり親家庭や低所得世帯などが自立した生活を送ることができるよう、各種制度の周知や相談支援とともに、福祉灯油購入助成などの生活支援を継続してまいります。

医療体制の整備についてです。

地域医療の充実については、浜中診療所については、町民が安心して暮らし続けられる地域づくりの基盤として、医師をはじめとする医療スタッフが連携し、町民の皆様の健康を総合的にサポートしてまいります。また、日常診察に加え、予防医療や健康相談などにも適切に対応しながら、町民一人一人の健康状態に寄り添った医療の提供を通じて地域における身近で信頼される診療体制の維持、拡充を図ってまいります。

地域医療連携については、これまで同様に、北海道大学病院からの医師派遣に加え、新たに札幌医科大学からの派遣医師による外来診療及び時間外診療を継続してまいります。また、町立厚岸病院との連携の下、夜間、休日における救急医療連携を確保し、町民が安心して生活できる医療環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

歯科医療については、委託する歯科医師との連携を密にし、町内における診療体制を維持してまいります。さらに、町民一人一人の命を守る対策として、高齢者や障がい者を有する方々への命のバトンの配布、浜中町健康・医療相談ダイヤル24の活用促進を継続してまいります。

保健、健康づくりの推進についてです。

保健予防対策については、小児の感染症予防のため、各医療機関と連携して定期接種を無料で実施するとともに、1歳児から高校生までも対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成、未就学児のおたふく風邪ワクチン接種料の全額助成を継続してまいります。

また、令和7年度から開始した帯状疱疹予防の定期接種は、経過措置対象者も含めた周知啓発を図り、発症及び重症化予防に努めてまいります。

健康づくりについてです。

がん検診や特定健診については、完全無料で実施してまいります。加えて、20歳から39歳までの国民健康保険加入者の若年健診、休日を活用した健診や未受診者対策を進めてまいります。さらに、生活習慣病予防に向けた特定保健指導の徹底を図り、浜中町健康増進計画に基づき、町民の健康の維持、増進に努めてまいります。

保険、年金についてです。

国民健康保険事業についてです。

国民健康保険については、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図り、浜中町国民健康保険運営協議会での審議の下、健全な運営に努めてまいります。また、浜中町第2期国民健康保険データヘルス計画や浜中町第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防など、加入者の医療費適正化事業に引き続き取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合との連携の下、適正な事務を進めてまいります。

国民年金等については、年金事務所との連携の下、適正な事務を進め、町民への年金制度に関する適切な情報提供に努めてまいります。

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくりについてです。

町民との共創によるまちづくりについてです。

町民参画については、町民と行政がより一体となったまちづくりを推進するため、座談会等を開設するなど、町長が町民の皆様と直接対話できる機会を積極的に創設してまいります。また、町内会、自治会、各団体からの要望などを随時受け付け、開かれた行政運営を進めてまいります。

広報活動の充実についてです。

行政情報等については、広報はまなか、町ホームページ、防災行政無線などを発信源とし、時期に応じた的確な情報提供に努めてまいります。

コミュニティー活動の推進についてです。

地域振興補助については、地域のコミュニティー団体などが実施する地域活性化に向けた事業などについては、地域振興補助により支援してまいります。

人づくり事業については、本町の将来を担う人材育成が図られるよう、地域活性化や産業・地域振興につながる事業について、人づくり事業として支援してまいります。

公共施設の整備については、公の集会施設については、旧湯沸母と子の家の解体工事を実施してまいります。また、必要な維持補修と備品の整備を進めてまいります。

行政運営についてです。

行政改革と執行体制についてです。

行政改革については、令和8年度が最終年度となる第10次浜中町行政改革大綱に基づき、持続可能な行財政運営を図るべく、より効率的、効果的な行政サービスの提供に努めてまいります。特に、職員の適切な定員管理と人材育成の下、将来を見据えた行政組織の体制づくりを進めてまいります。また、本町の教育行政を総合的に推進するため、浜中町教育大綱の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の充実した環境の構築に向け、町と教育委員会が連携の下、浜中町総合教育会議での協議を進めてまいります。

ふるさと納税については、農業、漁業、商工業が一体となり、より魅力あふれる地場産品の拡充や広告を展開し、本町のPRとして大いに活用できるよう、さらなる事業の展開、充実を目指してまいります。また、企業版ふるさと納税については、企業への周知に努め、地域活性化に資する事業展開につなげてまいります。

情報社会への対応についてです。

情報社会への適切な対応を図るべく、行政内DXの推進を図り、安全、安心な行政サービスの提供に向け、個人情報保護法に基づく制度の強化と情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

各種行政システムについては、職員の業務効率化に資する更新などを進めてまいります。

健全な財政運営の推進についてです。

長期的視野に基づく財政運営については、人口減少を要因とする社会保障費の増加、昨今の物価高の影響、公共施設やインフラの改修整備が必要となるなど、まちづくりを進める上で対応すべき行政課題が山積しております。引き続き、第6期浜中町まちづくり総合計画に基づいた長期的視点に立った計画性のある事業展開と財政健全化を図りながら、将来を見据え、安定した財政基盤づくりに取り組んでまいります。

適正、公平な課税の推進についてです。

貴重な自主財源である町税の課税事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈、適用を的確に行い、適法性、統一性の確保に努めてまいります。

町税の収納対策についてです。

町税の収納においては、税制度や課税内容の丁寧な説明に努め、納税意識の高揚を図ってまいります。また、コンビニ収納やスマホアプリ決済を継続し、納付手段の多様化を図り、納税環境の充実に努めてまいります。

債権管理の適正化についてです。

使用料や手数料などの自主財源の確保に向け、浜中町債権管理条例に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政健全化に努めてまいります。

地域間交流の推進についてです。

他地域との交流については、フレンドシップタウン協定を締結した沖縄県与那原町との協力、連携を深め、浜中町人づくり基金を活用した両町の子どもの交流事業を主軸に、文化、産業、観光など、様々な分野での交流の創出を図ってまいります。また、両町の商工会青年部における連携協定締結30周年を記念する事業を支援してまいります。

広域行政の推進についてです。

各市町村や関係団体との広域連携については、釧路定住自立圏形成協定や根釧酪農ビジョン推進会議などにおいて、各市町村や関係機関などとの広域連携を図ってまいります。北海道横断自動車道根室線については、各期成会や沿線自治体などと連携し、浜中、根室までの早期の整備促進に向けて要望活動を進めてまいります。

以上、令和8年度の町政執行方針といたします。

結びに、今、社会情勢は絶え間ない変化と変容が続いております。加速する人口減少や長引く物価高、頻発、激甚化する自然災害への備えなど、乗り越えるべき多くの課題があります。このような状況だからこそ、このまちが持つ魅力ある資源をより一層磨き上げ、町民の皆様とともに力を合わせてまちの稼ぐ力を高め、暮らしを支える好循環を生み出す取組を進めていく必要があります。

本町には、豊かですばらしい自然環境やその恩恵を最大限に受けた強い産業、先人たちが築き上げてきた強靱な地域力、そして、地域で輝く多様な人材など、未来を切り開く確かな強みがあります。

私は、町長として、初心を忘れることなく、町民の皆様とともに安心して暮らし続けられるまちづくり、次代を担う子どもたちのために今を生きる私たちが夢と希望を持てるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますことを心からお願い申し上げます。（降壇）

**○議長（落合俊雄君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 11時53分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（落合俊雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第8 教育行政執行方針

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第8、教育行政執行方針を行います。

教育長より、令和8年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

**○教育長（佐藤健二君）**（登壇） 令和8年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行に対する所信と教育行政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力を賜りたく存じます。

人口減少と少子高齢化社会の進行、生成AIをはじめとする情報化や先端技術の普及、グローバル化の波は急速に私たちの日常生活に押し寄せ、これまでの知識や常識では対応が困難なものとなっております。

また、地震をはじめ、台風や豪雨といった自然災害、物価高、不安定な世界情勢など、

私たちを取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

こうした複雑で予測困難な時代において、町民一人一人が豊かで幸せな人生を送ることと社会の持続的な発展を実現させるために教育の果たす役割はますます重要になってきております。

そのために、誰一人取り残すことなく、町民一人一人が持続可能な社会のづくり手となるために、人づくりはまちづくりを合い言葉に、学校教育と社会教育の両輪で質の高い幅広い学習機会を提供し、全ての人が活躍できる環境を創造する施策を推進してまいります。

こうした方向性を踏まえながら、教育行政のかじ取り役を担うとともに、小中一貫教育に向けた体制整備や霧多布小学校の改修工事、個別最適な学びと協働的な学びの充実、安全、安心な教育環境の整備、環境教育を軸とした町内外への交流と発信、総合文化センター機能の充実、部活動の地域展開に向けた体制強化、伝統文化の継承、町教育史の整備、霧多布高等学校の一層の魅力化など、喫緊の課題と本町の未来に向けた必要となる施策に全力で取り組んでいく所存であります。

以下、浜中町教育大綱の基本理念実現に向け、教育の基本方針の体系に沿って、新年度の施策の内容をご説明申し上げます。

豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくりについてです。

学校教育の充実についてです。

学校教育においては、個人一人一人の人格の完成と平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な町民の育成を踏まえ、子どもたちの資質、能力を育むことが求められております。

知——確かな学力、徳——豊かな心、体——健やかな体のバランスの取れた力である生きる力は、子どもたち一人一人が学ぶことを通じて身につけていきます。その学び方とは、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮することで定着します。その生きる力の現代的な意義を踏まえて、より具体化し、教育課程を通じて確実に育てる教育を推進してまいります。

教育内容の充実については、各学校の教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質を高めていくカリキュラム・マネジメントの実現により、充実させてまいります。

生きる力の育成についてです。

次期学習指導要領の改訂を踏まえた生きる力の育成については、町独自の学力調査や全国学力・学習状況調査などの各種学力調査の結果を活用し、児童生徒の学力などに関する客観的なデータに基づいた組織的な授業改善を推進してまいります。

また、主体的に学ぶ力の育成に向けたデジタル教科書やICTの利活用を進め、1人1台端末の更新を契機として、児童生徒がより主体的に学ぶ学習環境の整備を図りながら、個別最適な学びと協働的な学びを両輪とした授業改善により一層取り組むとともに、今日的な教育課題の解決や自校の教育課題の解決に向けた研究を率先して行う学校を研究校として指定し、教育研究への指導、支援を行ってまいります。

あわせて、家庭との連携に基づいた放課後学習や長期休業中の補充学習、新たな1人1台端末を活用した児童生徒一人一人の実態に合わせた学習保障をしております。

豊かな心の育成については、道徳教育の充実に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論する道徳授業の実践化を図るとともに、生徒指導提要を活用した取組として、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全、安心な風土の醸成についての研修を進め、全教職員の共通理解、共通実施に取り組んでまいります。

また、学校図書管理体制の整備や情報化に取り組み、家庭や地域と連携して日常から本に親しむ習慣の定着に向けた読書活動を通じた言語活動の充実を図っております。

いじめ、不登校等の問題に関しては、浜中町子ども地区会議や1学校1運動の実施、未然防止及び早期対応のための教育相談の充実、スクールカウンセラーの配置に加え、不登校児童生徒への具体的な対応とその予防の観点から、相談相手や心のつながり、学習保障のためにICTを活用しております。

健やかな体の育成については、体力、運動能力、運動習慣など、調査結果の分析に基づいた計画を策定し、体育科の授業改善はもとより、継続して運動を続ける意欲を引き出す体力向上の取組を推進しております。

地域の特色を生かした教育や学校運営協議会制度の充実については、地域の教育資源を最大限に活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指しております。

地域の歴史や文化、自然環境を題材とした浜中ふるさと教育の推進により、児童生徒が地域への愛着と誇りを深めるとともに、地域社会の一員としての責任感を育ててまいります。

また、霧多布高等学校が進めている浜中学を小・中学校とも連携して、一貫したふるさと教育の実現に取り組んでまいります。

さらに、環境保全活動や環境問題の解決に学校ぐるみで取り組む浜中町学校版環境ISOや、美しい自然環境を未来に引き継ぐまちづくりに参加する自然の番人宣言の取組を継続しております。

また、地域住民が児童生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して学校運営の改善、充実を図るコミュニティ・スクールを町内全ての小・中学校において活用し、保護者や地域住民による熟議の下、学校、保護者、地域の連携による学校づくりを推進しております。

特別支援教育の充実については、児童生徒一人一人の実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を継続的に策定、実施し、将来の自立に向けた支援をさらに強化しております。

そのために、教職員、保護者によるアセスメント能力を一層向上させるとともに、特別支援担任が適切な教材を準備し、児童生徒と深く関わるができる環境を整備しております。

また、LITALICO教育ソフトの活用をさらに促進し、効率・効果的な特別支援教

育の充実を図ってまいります。

さらに、学習支援員の配置や浜中町特別支援マップを作成し、町教育支援委員会や町健康福祉課、保育所など、関係機関との連携を通して障がいのある児童生徒とその保護者の教育的ニーズを適切に捉えた支援を行ってまいります。

あわせて、令和9年度通級指導体制の実現に向け、関係機関との連携を一層強化するとともに、人的体制や指導内容の在り方について、計画的に検討、準備を進めてまいります。

国際理解教育及び外国語教育の充実については、児童生徒が将来にわたって異文化理解や異文化コミュニケーションを実践できる力を育むため、小学校に外国語専科教諭を配置し、外国語活動指導助手を活用してまいります。

また、中・高等学校には、外国語指導助手を派遣するとともに、霧多布高等学校を頂点とした外国語教育の連携を強化し、町としての外国語教育の一層の充実に向けた構想の見直しを行ってまいります。

さらに、英語検定試験への積極的な取組を奨励し、1人1台端末に英語学習ソフトを導入して活用することで個別最適な学びを支援してまいります。

これらの取組を通じて、実践的な英語力の向上を図るとともに、多文化共生社会で活躍できる人材の育成を目指してまいります。

I C T教育の充実については、G I G Aスクール構想第2期の実現を見据え、I C Tを活用した個別最適な学びの一層の推進を図ってまいります。

特に、1人1台端末の更新により、処理性能や操作性が向上した新たな学習環境を最大限に生かし、多様な学びを支援する教材やアプリケーションの活用を促進し、学力向上とともに問題解決力や創造力の育成に努めてまいります。

また、I C T教育の全体構想を改めて整理、共有するとともに、端末の効果的な活用を軸とした教員研修の充実、安定した通信環境の維持、改善を進め、町として目指すI C T教育の実現に向けた取組を一体的に推進してまいります。

教職員の服務規律の徹底については、教職員の信頼を得るため、服務規律の厳正保持を基盤とした取組を推進し、定期的に点検してまいります。

職務遂行に必要な基本姿勢の再確認を目的とした研修を実施し、法令遵守や倫理感の涵養を図るとともに、学校運営や教育活動における透明性を徹底してまいります。

学校における働き方改革の推進については、浜中町働き方改革アクション・プラン第3期を基に、公務の効率化と役割分担の推進、学校運営体制の見直し、教職員の意識の変容を促す取組を引き続き進めてまいります。また、校務のD X化を一層推進し、業務の効率化や負担軽減を図るとともに、教職員が教育活動に専念できる環境整備に努めてまいります。

学校サポート体制の充実をさらに進め、地域や外部人材との連携を強化し、学校業務全般の支援を拡充してまいります。

教育環境についてです。

児童生徒や教員にとって安全、安心で快適な教育環境を確保するため、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。また、保護者への経済的負担軽減にも取り組んでまいります。

校舎、屋体については、各種学校設備の保守点検を実施するなど、児童生徒及び利用者の安全、安心の確保や施設の老朽化の緊急度を考慮しながら改修、補修を行い、施設、備品の維持管理に努めてまいります。

教員住宅については、教員住宅の改修、補修や民間住宅へのあっせんを行い、快適な住環境の提供に努めてまいります。また、学校配置の適正化に合わせ、教員住宅の整備計画を検討してまいります。

学校配置の適正化については、浜中町学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、霧多布中学校を霧多布小学校内へ併設するため、児童生徒の保護者及び地域住民向けに説明会を行うとともに、改修工事を実施してまいります。また、散布地区において、小中一貫型小学校・中学校の導入に向けた準備を引き続き進めてまいります。

スクールバスの運行については、バス通学における児童生徒の負担軽減を図るため、適切な路線設定による効率的な運行を行い、安全運行を徹底してまいります。

児童生徒の安全確保については、学校の実態に即した危機管理マニュアルに基づき、地震や津波、災害などの具体的状況を想定した訓練を実施し、安全確保に努めてまいります。また、防災教育の充実を進め、居住地域によらず、適切な防災教育を行い、そのために、浜中町として児童生徒の育てたい資質、能力を明確にし、学習コンテンツづくりや罹災後を想定した町民皆で乗り越える風土づくりができる教育の準備を進めてまいります。

さらに、家庭や地域、各関係機関と連携しながら、校内外、登下校時の安全対策として、引き続き、子ども110番の家事業を展開するとともに、病気やけがの予防、薬物乱用の防止、心身の発達と性に関する指導を通して自ら身を守ることでできる子どもを育成する安全教育を実施してまいります。

保護者負担の軽減については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や修学旅行費の援助、育英基金を活用した奨学金の給付、遠距離通学費助成を引き続き実施してまいります。

学校給食の充実についてです。

学校給食は、生きた教材として、子どもたちの食育に大きな役割を担っています。食育については、食事の重要性や食への感謝の気持ちを育みながら、食に関する正しい知識と子どもの発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭による指導を学校と連携して実施してまいります。

また、地場産や道産食材の優先的な購入、フレンドシップタウン協定を締結した沖縄県与那原町との献立交換などによる食の交流も進め、栄養バランスの取れた魅力ある献立の充実を図り、給食調理室の衛生管理を徹底し、民間への調理業務委託の継続により、安心で安全なおいしい学校給食を安定的に提供してまいります。

高等学校教育の振興についてです。

社会人としての基礎を培う教育活動の充実、地域に貢献する人材を輩出する学校づくりに取り組んでまいります。また、地域住民に愛され、信頼される魅力にあふれた学校生活を学校ホームページなどで発信してまいります。

さらには、入学者獲得のため、積極的な広報活動を展開するとともに、地域密着型で魅力ある教育課程の編成を検討してまいります。

教育内容の充実については、これまで蓄積した浜中学の一層の充実を図り、町立高校として、地域資源を最大限に生かした企業体験学習などを実施し、探究学習、キャリア教育の特色ある教育活動を推進するなど、地域社会に貢献する人材を育成してまいります。

海外交流視察研修は、外国語をツールとして、発信、交流、課題解決や問題提起ができる人材を育成します。また、校内における産業視察研修、環境視察研修は、事業内容の充実を図り、生徒の知見を深め、郷土愛を育みます。これら視察研修での学習内容を地域へ還元できるよう、引き続き実施してまいります。

また、生徒一人一人の個性や能力に応じた指導の充実を目指し、少人数指導や習熟度別授業の学習指導、個別支援制度を活用した進路指導により、生徒のニーズに応えたきめ細かな教育を行ってまいります。さらに、地場産業学習を取り入れた教育課程の編成に取り組んでまいります。

教育環境の整備、充実については、校舎等の老朽設備の修繕を実施するなど、施設の維持管理に努めてまいります。スクールバスを運行し、通常の登下校及び部活動などにおける下校の手段並びに各種学校行事などにおける生徒の移動手段を引き続き確保してまいります。また、教職員の働き方改革のため、ICT機器の整備と活用を進めてまいります。

さらには、遠距離通学費、各種模擬試験、検定費用の全額補助、見学旅行費の一部補助を引き続き実施するとともに、保護者の負担軽減や生徒の安定した高校生活の支援に努めるとともに、地域みらい留学合同説明会への参加、町内外の中学生に向けた積極的な教育内容のPR活動を行い、入学者の増加に努めてまいります。

社会教育の推進と充実についてです。

町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を営むためには、生涯各期での様々な学びが必要なことから、町民の自主的、主体的な活動を支援するとともに、課題に応じた学習機会を提供してまいります。

また、社会教育活動に関する課題を捉え、それらに関係団体と連携協力の下、解決へと結びつけるコーディネート機能の充実を努めてまいります。

乳幼児期教育の充実については、乳幼児の豊かな心を育み、健やかな発達を促し、親子の触れ合いを深めるため、にこにこファミリーフェア、ブックスタート事業などを引き続き実施するほか、総合文化センターキッズコーナーを活用するなど、町健康福祉課や保育所と連携協力を図ってまいります。

青少年期教育の充実については、青少年に体験を通じた学習の機会を提供するため、少

年少女国内派遣事業、中・高校生ボランティアリーダー養成講座などを引き続き実施するほか、学校向けの事業の生涯学習活動推進支援事業、少年と高齢者とのふれあい促進事業、親子ふれあい学級、中学生の陶芸体験を通して学校との連携協力を図ってまいります。

このほか、青少年の健全育成のため、少年の主張大会を実施してまいります。

成人期教育の充実については、成人に地域課題の解決や生活に生かされる学びの機会を提供するための講演会を実施するほか、事業を通して仲間づくりや主体的に活動することのできる人材の育成に取り組んでまいります。また、子育て世代に向け、総合文化センター内に創出した交流スペースの活用や家庭教育講演会の実施など、子育てに対する不安や悩みの解消につながる支援体制の整備に努めてまいります。

高齢期教育の充実については、高齢者の健康で文化的な生活を支えるため、生きがい教室を実施するほか、町健康福祉課や社会福祉協議会と連携協力を図ってまいります。

学習拠点の充実については、学習拠点としてリニューアルした総合文化センターの機能を活用した子どもの居場所づくりや誰もが文化芸術活動に触れ合うことのできる芸術鑑賞事業、文化活動体験事業を実施してまいります。また、施設が有する図書館・博物館機能を通じて読書活動の推進や歴史学習の機会の提供を図るとともに、社会教育活動の情報発信に努めてまいります。

さらに、令和7年12月に農業者トレーニングセンター内の一部を改装し、設置した図書スペースを活用し、多世代間交流の推進を図ってまいります。

芸術文化活動の推進についてです。

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらしてくれます。豊かで文化的な生活を営むため、芸術や文化に親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。また、町民が生涯各期において自らの趣味嗜好に応じて芸術や文化に親しむことができるよう、芸術文化活動の推進に努めてまいります。

芸術文化の振興については、地域の芸術文化活動の持続可能性を高めるため、文化協会や各団体へ引き続き支援するほか、活動の成果を発表する機会として、総合文化祭を継続して開催するとともに、全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体へ支援してまいります。

文化財の保護、保全については、文化財の重要性への理解を深め、後世へ受け継いでいくため、引き続き、文化財の保護に努めてまいります。また、総合文化センター郷土資料室を活用した学習機会の充実を図り、新たに浜中町文化歴史講座を開催するなど、本町の自然や歴史、文化を後世へ伝承していく役割を担ってまいります。

スポーツの振興についてです。

気軽にスポーツを楽しむことは、心身ともに健康で明るい生活をもたらしてくれます。また、健康への意識が高まり、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられております。このため、本町においては、豊かで健康的な生活を営むためにスポーツに親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。

また、各スポーツ事業を展開する上で、利用者の安全を確保することはもちろんのこと、近年の気候変動により猛暑が続く場合の施設対応や熱中症対策等を徹底し、町民が安全、安心して親しむことができるよう、スポーツの振興に取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興については、地域のスポーツ活動の持続可能性を高めるために、引き続き、スポーツ協会やスポーツ少年団、各団体への支援のほか、活動の成果として、全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体への支援を実施してまいります。

また、スポーツ推進委員に加え、地域おこし協力隊と連携し、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、町民誰もがスポーツ及びレクリエーション活動を実践し、参加することができるスポーツ教室などのスポーツ事業を企画、運営し、スポーツ人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

部活動の地域展開についてです。

本町の中学校における部活動の地域展開については、部活動地域移行検討協議会を中心として、町民ニーズなどを踏まえ、部活動を拠点校化とし、生徒がスポーツ・文化芸術活動を格差なく活動できるよう環境整備に取り組んでまいります。また、国の示すスケジュールに即し、令和8年度から令和13年度までの改革実行期間内に、生徒の送迎や教員に代わる指導者の確保など、様々な課題を整理し、休日の部活動の地域展開を目指してまいります。

さらに、部活動の地域展開と併せ、児童のスポーツ・文化芸術活動を支援し、町内の小・中学生が一体となってスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境整備に取り組んでまいります。

スポーツ施設の充実については、町民の主体的なスポーツ活動を支援するため、大規模運動公園をはじめとした社会体育施設の維持管理を行い、利用促進を図ってまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行方針といたします。

結びに、現代における教育課題は高度化、複雑化しており、それに伴って教育行政が取り組むべき使命も非常に重くなっておりますが、ふるさと浜中に誇りと愛着を持ち、本町の未来を担う子どもたちが自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶ学校教育と生涯にわたる学びや文化、スポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出す社会教育を積極的に展開してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

---

## 日程第9 一般質問

---

○議長（落合俊雄君） 日程第9、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5 番川村義春議員。

(5番川村義春議員、質問席へ着く)

**○5番(川村義春君)** 通告に従い、一般質問を行います。

質問事項の要旨は、千島海溝巨大地震発生に向けた防災庁の役割と津波避難タワー建設の財源対策についてであります。

政府の地震調査委員会が1月24日に公表した千島海溝沿い巨大地震津波の発生確率について、マグニチュード7.8から8.5程度の根室沖地震が今後30年以内に起きる確率を昨年の80%程度から90%に引き上げており、また、防災行政を一貫して担う防災庁を本年11月頃に設置し、その役割として、事前防災、発災時の応急対応、復旧・復興の3段階に分けて、それぞれの場面で何を担うかも定めているとの報道がされていますが、その内容についてお知らせをいただきたいと思えます。

また、本町が計画している事前防災の要である避難困難地域への津波避難タワー建設に係る財源確保の見通しについて、まず伺っておきたいと思えます。

**○議長(落合俊雄君)** 防災対策室長。

**○防災対策室長(春日良太君)** まず、政府の地震調査委員会が令和8年1月14日に公表した千島海溝型による根室沖での巨大地震発生確率は、議員がおっしゃるとおり、80%から90%に引き上げられたところでございます。

そのような中で、国は、今年中に防災庁の設置を目指すとして発表しております。設置の目的としましては、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など、国難級の災害の発生が切迫する中、人命・人権最優先の防災立国の実現が急務であり、国難級の災害に対しても、死傷者や避難者を大幅に低減させ、必要な国家・社会機能を維持するため、平時からの事前防災の徹底が必要、そのため、国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧、復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として防災庁を設置するとしております。

次に、防災庁が果たすべき役割についてですが、まずは、主となる役割として、平時から発災時、そして、復旧、復興までの一貫した司令塔機能であることとしております。そこから三つの大きな役割を基本方針としております。

一つ目は、防災に関する基本的施策、国家戦略の立案です。これに関しては、多様な経験と高度な知見を基にあらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした防災の基本施策、国家戦略の企画立案としております。

二つ目は、徹底的な事前防災の推進、加速の司令塔です。これに関しては、地域レベルでの具体的なシミュレーションによる災害リスク評価、計画立案や各主体による事前防災対策の抜けや漏れの把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進としております。

三つ目は、発災時から復旧、復興までの災害対応の司令塔です。これに関しては、国全体の被害状況の把握など、災害初動体制の構築、被災自治体への迅速な応援体制の構築、

被災自治体のワンストップ窓口として被災者のニーズを俯瞰的に把握、過去の災害のノウハウを生かした継続的、包括的な被災地支援の構築としております。

また、この大きな三つの役割の下に七つの主な取組を基本方針としています。ここでは全て説明することは割愛させていただきますが、今後、防災庁が設置され、基本方針に関連して様々な制度や計画の追加や変更があるものと町としては考えておりますが、町として、それをどう判断し、どう対策を講じていくかは、防災庁が実際に設置され、方針が示されてから判断していきたいと考えております。

次に、現在実施しております避難困難地域における津波避難タワー整備の財源確保についてですが、1月30日に琵琶瀬地区津波避難タワーが完成し、さきの議会において、新川西、仲の浜地区の津波避難タワー整備の予算化及び建設工事請負契約の議決をいただきまして、現在、計画どおり整備が実施されている状況でございます。

新川西・仲の浜地区の2基のタワーの財源については、令和7年度の国の補正予算におきまして、町は7億1000万円の交付決定がされており、事業費ベースで10億6500万円分で、これは、割合としては新川西・仲の浜地区の外構分を除いた事業費総額11億484万円の96.4%で、財源は確保している状況であります。

不足する額は3984万円であり、この不足額と外構整備分については令和8年度予算で要求することになりますが、これについては国交省からの内示が示されなければ判断できませんが、町としては、今後も、国の令和8年度補正や令和9年度予算の要求について、中央要望などを通じて100%の配当をお願いしていきたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** ただいま、防災対策室長から防災庁の設置に関わる部分や財源の運用について詳しいお知らせがありました。

このことについては、今日の町長の町政執行方針の初めで防災避難タワー建設にも触れておりますし、17ページから18ページでも具体的に触れておりますので、ぜひ、そういう趣旨で先ほど触れたことについて実施をお願いしたいと思っております。

聞いておきたいのは、防災庁の果たす役割の中の事前防災の中に、高齢者、障がい者など、要支援者の個別避難計画の作成が盛り込まれていることについてです。

この前、カムチャツカ半島沖地震の際に一部の高齢者の方から避難したいという希望があってもどなたに要請していいのかわからないと困っていらっしやうと地域の方からお聞きしました。

多分、民生委員や地域の自治体の会長などに要支援者リストを配って対応できるようになっているのかなと思うのですが、その実態についてお聞きします。

それから、津波避難タワーができましたよね。とてもいいものだなと私は思っているのですが、家族と一緒に暮らしているペットである犬や猫についてです。過去に質問したとき、高台に避難した場合については近くにテントをつくるという話をされていましたが、家族同然に過ごしている犬や猫をあのスペースの中で間仕切りをして入れるわけに

はいかないですよ。

私は、1週間も2週間もという話ではないと思うので、簡易でいいから、展望台の屋上の広場のスペースを利用してつけれないかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（春日良太君）** 防災庁の実質的な取組の中に要支援者、被災者に寄り添った支援体制の構築の中に要支援者の生活再建支援制度や避難時における支援の話が出ております。

現在、要支援者のリストは民生委員や自治会長宛てに配付しておりません。何年か前からこのくだけは結構出ており、実際にいろいろな地区からもそういったリストを配ったほうがいいのではないかとありまして、現在、検討してリスト化まで終わっていますので、早急にリストを配付したいと思います。

ただ、問題は、リストを配付した後、実際に誰がその人の支援をするかで、そこはかなりの協議が必要であろうと考えております。自治会長、もしくは、その地区に住んでいる民生委員に丸投げするわけにはいきませんから、誰が誰をという協議にかなりの時間を要すると思います。

まずは、議員がおっしゃるとおり、リスト等を配付させてもらい、個別に相談させていただいて少しでも要支援者が確実に逃げられる体制を構築していきたいと考えておりますので、時間をいただきたいなと思っております。

また、ペットの避難についてです。

避難場所にペット同伴で逃げるということで、2年ぐらい前から、5月24日の避難訓練時においてはペット同伴かどうかの確認も取っております。実際にタワーにペットを入れるのはキャパ的にも難しいことは我々も承知しております。かといって、ペットをそのまま置いて逃げてくださいとは絶対に言えません。

そのため、議員がおっしゃるとおり、スペース的には屋上しかないのかなと思います。まずはペット同伴で逃げていただいて、屋上にペットを避難させてもらうことになるかと思っております。琵琶瀬地区をはじめ、仲の浜、新川、暮帰別にこれから建ちますから、自治会等とも相談し、ペットがいる方にペットは上ということでしたら承を得られれば、そのように対応していきたいなと思っております。

しかし、こちらは今すぐにそういうふうにやりますとは言えませんから、今後に向けて検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 前向きな答弁をいただいております。

要援護者の関係ですけれども、リストができていますのであれば、自治会なり民生委員にこれは部外秘ですよ、個人情報が入っていますからと口止めした上で早期に配付したほうがいいのではないかと私は思います。

私が自治会長をやった頃、独自のそういう計画をつくりました。行政にも渡してあると

思うので、覚えている人は覚えていると思うのですけれども、昆布取りに行っている最中に、車はあるけれども、運転する人がいないという場合もあるのです。昆布取りに行っている人は嶮暮帰島の内側に船をつけ、嶮暮帰島にいなさい、こちらに残っている人は私が誰と誰を乗せて茶内のほうに避難するという計画をつくって出したことがあるのですが、私が会長だった頃から代が替わって、そういう整備が滞っている状況だと思います。

議論する気になれば、意外と簡単に地域の中で議論できるのですよ。避難困難地域ですから、まだつくられていない地域は、車で茶内に逃げるのではなく、タワーがあればタワーまで行くなど、早急に自治会長等をお願いしてつくったほうがいいと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

ペットの関係についてもぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。答弁は要りません。

次に、再生可能エネルギーの発電施設の設置に関する条例規則について質問をさせていただきます。

これについては何回もくどいくらいお話をしておりますので、言わずもがなの質問になるかも分かりません。

条例第8条の禁止区域と第8条の2の抑制区域があるのですが、条例施行規則第3条と第3条の2の別表第1に別表の禁止区域は法令に準拠する区域であり、抑制区域は、河川法、砂防法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律のほか、景観形成重点区域の4か所とラムサール条約登録湿地が定められております。

そこで伺いますが、景観計画の景観重点区域から外れた区域がありまして、条例第8条第1項第3号及び第8条の2の第2項の定めにより、町長が禁止区域を定めることができるとなっているので、そういうことは可能であると判断しますが、いかがでしょうか。

例えば、この前、風車が建ちそうになった新川地区、あるいは、既に太陽光発電所が建ってしまった霧多布市街のようなことが二度と起こらないように、民有地であっても指定して建てさせない、それを強力に業者側に伝える、あるいは、伝えて、もしできなければ鶴居村のようにその事業者から土地を買ってしまう、施工する前に地権者に話をして行政が先に買うなどはできないものでしょうか。

業者に買われてしまえばすごい高い値段で買わなければならないところも出てきています。今回、鶴居村で出されたものを見ますと、相当高い買物をしていると思うのです。もし、そういった動きがあったり、そういったものがあるとなれば、届出が来る前にそれを察知し、町長に言って、町長の判断を仰いですぐ指定できるのです。町長がこれは指定すると言ったらいつでもできるのです。多分、そういうことになっているはずですが、その確認をしておきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（細越圭一君）** ご質問にお答えいたします。

初めに、議員がおっしゃいましたとおり、浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例及び規則において定める禁止区域は、地すべり等防止法、森林法、文化財保護法等の法令に準拠して区域を設定しております。

条例第8条第1項第3号においては、その他再生可能エネルギー発電施設設置事業により事業区域の周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域として町長が認める地域と定めており、条件に合致する区域があり、町長が認めれば指定が可能となっております。

次に、抑制区域について、条例第8条の2第2項においては、町長は事業者に対して前項の規定により指定した区域を事業区域に含めないよう求めることができるとしており、地域との共生という点からすると、町としては事業区域に含めないでほしいという意思表示につながっていると考えております。

新たに禁止区域を設定することにつきましては、日本国憲法第29条に定める財産権との兼ね合いもあることから、他の法令等において規制をされていないもの以外で新たに禁止区域を設定し、財産権を侵害することにつながることをないようにすることが必要と考えております。

ただ、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、町長が認めればすぐ設定できると考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** これは、町長の執行方針にきちんと書かれていまして、景観条例、景観計画に基づいて取り組むとうたわれています。

確かに、財産権をという話がありますよ。でも、きちっと調査したら案外買えるところもあると思うのです。農振地域には太陽光発電や風車はつくれないというようなことから、多分、町長が指定した地域は普通財産になると思うのです。これについては以前からずっと言ってきたことです。

これまでは太陽光発電の規制条例をつくることをお願いしたのだけれども、浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の第8条の中でもありますよ。ただ、その中身は何ですかといったら規則に委ねるということです。でも、規則をよく読んでみたら、全然そういったことが出ていないのです。しかし、今回の条例改正の規則改正できちんと定められましたので、深掘りして第8条の町長が指定できるというところを確認したということです。ぜひ、今後、そのように取り組んでいってほしいと思います。

そのように取り組んでいただけるのか、これについて町長の決意をお知らせください。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** ただいまの再生可能エネルギーのご質問にお答えしたいと思います。

まず、緊急性がある場合については、即座に私が禁止区域を指定して対応させてもらうこととなります。事業者から土地を買って莫大な金額を払ってということでもありますけれども、一番心配しているのは、民間の土地を業者が買う際の情報がなかなか入ってこない

ことです。買われてから情報が入ってきますので、その辺は気をつけなければなりません。

また、禁止区域につきましては、再生可能エネルギーと太陽光パネルが悪いわけではなく、あくまでも建てる場所の区域の禁止についてしっかりと定めていきたいと思っています。

まずは本町の豊かな自然環境と景観を守りながら、再生可能エネルギーの導入に向けて最善を尽くしてまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 私も、再生可能エネルギーが駄目だとは言っていないです。町長が今言われたように、景観への影響などを重視しているということです。

建てたいという業者は、その辺をうろうろするのです。だから、その情報を得られるように原課として対応していただきたいということだけお願いしておきます。

次の質問に移ります。

湯沸山の鹿対策についてであります。

これも令和7年3月定例会で聞いておりますけれども、改めて聞きます。

1年もたたないうちに相当増えているという話ですが、湯沸山に生息するエゾシカについて、増え続けている状況の中でもくくりわなだけで駆除することになるのでしょうか。

また、3か年分くらいでいいので、これまでの駆除実績と現在の生息数がどのくらいなのか、今後の対応についてお伺いをしておきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** お答えします。

霧多布湯沸地区は国設鳥獣保護区に指定されていることから、環境省の許可を得れば銃器や現在行っているくくりわなによる有害鳥獣駆除は可能ですが、現状の対策としましては、銃器による駆除は実施しておりません。

その理由としましては、今年度、昨年度と、2度にわたり酪農学園大学と協働で湯沸地区における捕獲手法について地元住民の参加の下で検討会を実施したところではありますが、銃猟を行うに当たり、地元住民の合意なくして実施できないこと、現在、銃器による駆除に難色を示している住民の方もいるということがあります。さらには、湯沸地区共生保安林内にオジロワシの営巣地があり、発砲音により繁殖の妨げになることも懸念されることから、銃器による駆除は行っておりません。

なお、猟友会にも検討会に入らせていただいておりますが、これらの問題がクリアしなければ銃器での駆除は厳しいという意見もいただいております。

続きまして、くくりわなによる駆除実績についてお答えします。

令和3年度からくくりわなによる有害駆除を実施しておりますが、令和3年度は10頭、令和4年度は9頭、令和5年度は10頭、令和6年度は28頭、令和7年度は、先日時点の速報値でございますが、25頭、合計82頭の駆除を行っております。

続きまして、生息数につきましては、昨年9月に2日間をかけて酪農学園大学との協働

で行った霧多布半島内の鹿の生息数調査では、初日に73頭の鹿が確認できました。参考までに、過去に行った調査の結果でございますが、令和5年度が50頭、令和6年度が40頭、いずれも11月に実施しております。鹿の餌が豊富にある夏場は半島内にとどまっております。初冬から湿原に移動し始める傾向があることから、令和7年度につきましては早めて9月に調査を行った結果、生息数が多かったことが確認できました。

最後に、今後の対応につきましては、既に実施しておりますが、一つ目は、くくりわな猟に従事するハンター数を増やし、わなの稼働個数を増やしております。二つ目の対策としましては、こちらも既に行っておりますが、大橋を利用して鹿が往来していることを確認しております。GPSカメラをつけた鹿が移動しているということで、その行き先を確認しますと、暮帰別の前浜を抜けて榊町方面に行っていることが確認できておりますので、移動先である榊町でのくくりわなによる駆除を開始しております。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 大変詳しく説明をいただきました。

銃器による駆除については、やる気になればできるけれども、地域住民の合意が得られないからくくりわなを続けているということでした。

時期が変われば考え方が変わるということもあります。今の情報から聞きますと、73頭にまで増えているということでした。前は30頭ぐらいだったのです。それが子どもを産んでどんどん増えていきますし、榊町正面から大橋を渡ってきて、交配し、どんどん増えており、73頭にまでなっています。

そういう状況が地域の人方の目に止まれば、何とかならないのかと思いますし、湯沸1番地の急斜面から鹿が何頭もだっと下りてくるのです。そこに車がいたら事故ですね。そういうおそれもあるので、鹿の数を減らしてくれという地域の声は切実なのです。

そういうことも含めて、再度、地域の住民の方々と協議してください。オジロワシの住んでいないところで海に向かって撃つのであれば大丈夫だと思うのです。1番地の奥のはまなすロードの左側の海岸面に行きますと、固まって20頭も30頭もいるのです。そういうものを見ると、ここから撃てるのではないかと思うのです。道路から撃ったら駄目だということもあるのですが、人家が全くないところであればどうなのかということも含め、地域住民と話し合ってみる必要があるのではないかと思います。

猟友会の方についても、人家の近くでは撃たないでくれ、くくりわなで対応するので、人家に影響がないところにいる鹿について駆除できないかという協議をぜひしてもらいたいなと思っています。

これは、湯沸地域みんなの声ということではなく、一部の人の声ですけれども、言われたら対応しなければいけないと思うので、代弁するわけです。

厚岸によく行くのですが、厚岸の本町のほうに行きますと、日中でも鹿が群れて、学習しているものだから、横断歩道を渡るのです。びっくりするぐらい慣れております。そして、地域の人方は庭に花やオンコの木を植えているのですが、それも全部で食われてしまうと

ということで、今、囲っているのです。私の家のところにも鹿がたくさん来るので、花畑は全部囲っています。

霧多布のまちの中がそういう実態になってしまったら、観光客が珍しいと来るような話ではないです。地域の声は見逃してはいけないなと私は思うので、再度対応をいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** お答えします。

地域の声という観点からしますと、先ほど申し上げた榊町地区については、地域からの要望があったことに伴って駆除を実施しております。ただ、大前提としまして、浜中町は言うまでもなく観光のまちでもございます。榊町で実施している箇所につきましては、木が繁茂している陰でわなを仕掛けて、決して観光客の目につかないように実施しております。

私一個人の思いでは、本来であればMGロードもやりたいのですが、あそこは道路から湿原が見渡せることから、そういった箇所ではできないと判断して、唯一できる箇所として榊町の山寄りの箇所を選定して行っております。

住民の声につきましては、先ほど申し上げましたけれども、湯沸地区は、2か年かけて酪農学園大学と一緒に討論会を行っていきまして、令和8年度も秋に開催予定でございます。その際も、地域の方々、猟友会の方、酪農学園大学、そして、役場の者、先ほどちらっとお話がありましたオジロワシを監視されている方も一緒に入っていただいておりますので、そういった協議の場の中で、どこであればできるということも含め、今後、継続して協議してまいりたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 農林課長から前向きな答弁をいただきました。ぜひ、やってください。

MGロードの話もされましたが、面と向かって、川村議員、あそこはできない、私はそういうことは言えない、あそこは第1種特別区域の中だから取れないと言われたので、私は今までやっていません。

榊町地域についても要望があったけれども、道道だから、国道のようにやってくれという話があって、多分、町は道に申入れをしていると思うのです。町がそういうことをやるのは無理なので、仲の浜・琵琶瀬地区はナショナルトラストと連携して電気柵をやったというだけのことです。

それでも、鹿は学習して、少しの間があれば潜って出るので。それでも、干場に置いていくふんが少なくなったという有効性もあるので、ぜひ、今答えてくれたように取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

これも令和7年3月定例会で聞いておりますけれども、ハマナスロードの植栽について

であります。

ハマナスロードの植栽については、塩害に強いベゴニアを植えた結果、良好だと聞いていますし、私もあそこを何回も通るので、見ますけれども、花がついているのです。ただ、大きなしけがあって枯れたという事実も聞いていますから、どんな花がいいのかを含めて再度検討が必要かなと思っています。

今回、10月に地域おこし協力隊のフラワーコーディネーターの大沼さんという方が着任して、霧多布一の通の花壇の関係、あるいは、火防線の花壇整備について一生懸命やるということで、この前、町広報の中に折り込みとして入っていました。ぜひ、こういう資格を持った方々の意見を聞いて取り組むのがいいのかなと思っていますので、今後の取組についてお伺いをしておきたいと思えます。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（塚田恒平君）** ハマナスロードの植栽についてお答えいたします。

建設課では、令和4年度から、毎年度、植栽作業を実施しており、令和8年度で5年目を迎えます。現在の植栽範囲は、1区画、約59平方メートル、延長45メートルで、植栽作業は建設課職員が総出で1日をかけて花の苗200株を植え付けております。

令和7年度は人の手を加えない状態での育成状況を観察しましたので、その結果について報告させていただきます。

植栽は6月20日に実施し、当初は順調に育成しておりましたが、8月上旬の低気圧の影響により塩水が株に付着したことで潮焼けのような状態となり、その結果、葉が溶ける株が多数見られ、試験的に植えていたヒマワリの20株も茎折れや葉の損傷が発生し、9月中旬にはベゴニアを含むほぼ全ての株が枯れました。

一方で、令和6年度は、定期的な水やりを行っていたことと低気圧の影響が少なかったことから、令和7年度と比較して良好な生育状況であったと認識しておりますが、どちらにしましても植物にとっては想像以上に苛酷な環境にあったと感じております。

このような結果を踏まえ、令和8年度は、ベゴニアに加え、塩害に強いマリーゴールドも併せて植栽し、定期的な水やりや除草などの手入れを行いながら、もう一年、様子を見たいと考えております。その結果が良好であれば、植栽範囲の拡大も検討してまいります。

建設課としましては、引き続き、町民の皆様や観光客の方々の目を楽しませるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

次に、地域フラワーコーディネーターについてです。

フラワーコーディネーターの方は、今、企画財政がお願いしている範囲をやった後、ハマナスロードに関しては委託範囲外ということで、建設課で最後までやるという話をしておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** フラワーコーディネーターに頼まないで建設課でやるということですか。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（塚田恒平君）** 軌道に乗るまでは建設課が責任を持って進めていきたいということでご理解をお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 軌道に乗るまでということですが、もう5年もやってきているわけですね。そして、今回、新たにマリーゴールドを植えてまた様子を見たいということですよ。防草シートでくくった植栽ますは相当数あるのですよね。その一部を試験的にやってきて、状況を見てきたということですね。

ベコニアについては、私の見る限りでは9月頃まではついていたし、それに加えてマリーゴールドも塩害に強いという話です。それはそれでいいのだけれども、フラワーコーディネーターは、それ以上に知識を持っていると思うのです。そういう人方の声を聞くということはやってもいいのではないですか。

建設課が責任を持ってやるということですが、別に塩害に強い植生があるかもしれませんが、縦割りではなく、連携することがこれからの行政には必要だと思っております。民間の声を聞くことが大事かなと思っておりますが、いかがですか。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、フラワーコーディネーターとして昨年の秋から赴任された1名の方がいらっしゃいます。本州から来まして、初めての北海道ということですが、環境や気候が全然違う中で植栽や花を通じたまちづくりに貢献していただいているところです。

その中で、フラワーコーディネーターとしてお願いしたことは、火防線の花壇や霧多布一の通、あるいは、茶内の駅前の道道の花壇の植栽を担当していただきたいとお話をしております。

当然、フラワーコーディネーターですので、花に対する知識や経験もあると思います。今回、ハマナスロードの環境が非常に厳しい状況の中、どのようなものかいいかを相談し、いい部分を取り入れながらハマナスロードが花の道にできればと考えています。町として、フラワーコーディネーターも十分に活用しながら、ハマナスロードについて進めていきたいということでございます。

決して全く活用しないということではございませんし、十分に活用しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 副町長から話がありました。

せっかく浜中町に来たわけですから、ぜひ垣根を超えて利用できるようお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

質問の要旨は、霧多布高等学校の総合学科の導入施策についてです。

中身としては、高校生の入学者の増が図れないのかです。

霧多布高校の入学者が減り続けているようですが、実態はどうなのでしょう。

また、町長が施策で出した総合学科の導入が図れば、農家だったら農家の専門的な学科ができ、検定や車の運転免許なども含め、後継者になれるようないろいろな資格が取れるということですね。そうしたことから総合学科を導入したいという町長の意向だったと私は思っています。

提案したいのですけれども、スキルアップ補助事業というものがあって、模試やいろいろな検定を主に相当な生徒が一生懸命に取り組んでいることは目に見えています。でも、今年の卒業生を見ると、地元に残る生徒が非常に少ないです。後継者として地元に残るためには、近くの町立のよさをもって対応できるのではないかと思うのです。

新聞に出ていましたので、湧別町の例を取って、これも霧多布高校を受験する一つのアイテムになるのかなということで、提案させていただいておりますので、これに関してのご答弁をいただければと思います。

よろしくをお願いします。

**○議長（落合俊雄君）** 高校事務長。

**○高校事務長（山平歳樹君）** まず、私から入学生の実態について説明させていただきます。

過去5年間の入学者数で説明させていただきますと、令和3年度が20名、令和4年度が25名、令和5年度が19名、令和6年度が13名、令和7年度が15名となっております。

また、町内中学校卒業生の霧多布高校への入学率についてですが、令和4年度からになります。令和4年度は、町内中学卒業生45名に対して霧多布高校入学者が25名で入学率55.6%、令和5年度は、町内中学校卒業生37名に対して霧多布高校入学者が19名で入学率51.4%、令和6年度は、町内中学校卒業生39名に対して霧多布高校入学者が13名で入学率33.3%、令和7年度は、町内中学校卒業生36名に対して霧多布高校入学者が15名で入学率41.7%となっているところです。

次に、スキルアップ補助で小型船舶操縦免許証を助成してはという提案についてです。

昨日も補正予算審議の中で若干触れましたが、生徒スキルアップ補助交付金要綱別表の試験種目の中にその他必要と認めるものに該当するものと考えますので、小型船舶操縦免許取得を希望する生徒がいましたら、全額を補助したいと考えております。

周知方法については、霧多布高校のホームページの小型船舶免許取得補助の追加記載や学校説明会の場でのPRをしていきたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** ただいま質問のありました総合学科の導入に向けての検討は現在どのようになっているかについてお答えいたします。

教育委員会と霧多布高校、特に、校長、教頭と連携しながら、総合学科導入に向けては、

何度も協議しながら、ぜひ進めていこうということで、お互いが同じ方向に向かって進んでいるところです。

ただし、実際には幾つかの課題があります。

まずは、本町の1次産業になると思うのですが、農業、水産と考えますと、教員の確保がやはり難しいです。そして、もともとが普通科の学校ですので、施設設備に関して、設置に関わる費用もかなりありますことから、難しいということです。

ただし、先ほど5番議員がお話しされていまして道立の湧別高校については、私どもも非常に興味を持っております。学校長が湧別高校と話をしながら、実際にどのような経緯で今のような学校設定科目へ充実してきたのかという話を聞いたところであります。

当初は、本町と同じように、総合学科の転換に向けて進んでいったところなのですが、道立学校では転換に向けては難しいということで、学校設定科目の湧別チャレンジを設定して、地元の講師などを招いて充実させていったそうです。ですから、実際には、今、本町で取り組んでいる内容をより深くしたものと捉えることができるのかなと思っています。

今、霧多布高校と考えているもので、先ほど課題になっていました教員の確保については、例えば、理科の免許も農業の免許も一緒に持っている方を何とか採用したいということです。また、施設につきましては、地元の業者と連携しながら、まずは簡易なところから進め、環境整備をしながら、少しずつ地元の中学生や地域の方に周知し、地域設定科目のよさを広め、入学者増や学校内での設定科目にさらに多く参加してもらうような取組をしようと考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** ただいま事務長からも聞きました。

年度別の入学者の数は少しずつ減っていて、安定はしていませんよね。25人が入ったり、19人が入ったり、13人になったり、15人になったりしており、今年が15人ですね。私は霧多布高校のOBですから、危機感を持っているのです。

時間になりましたので、教育長の答弁をありがたく聞いておきます。一生懸命に取り組んでいただければということで、終わりたいと思います。

（5番川村義春議員、自席へ着く）

**○議長（落合俊雄君）** 以上で川村義春議員の一般質問は終了しました。

次に、4番三膳時子議員。

（4番三膳時子議員、質問席へ着く）

**○4番（三膳時子君）** 通告に従いまして、質問させていただきます。

嶮暮帰島利用について質問させていただきます。

浜中町の大自然を象徴した嶮暮帰島があります。1971年のことですが、作家の故畑正憲氏が電気、ガス、水道のない嶮暮帰島で1年間、熊と一緒にサバイバル生活をした無人島記を執筆しました。1972年に浜中町へ移住し、ムツゴロウ動物王国を設立

しました。

町内に設立されたムツゴロウ動物王国は、動物たちとの触れ合いの番組の「ムツゴロウとゆかいな仲間たち」として20年もテレビ放映された人気番組でした。もう40年以上にもなりますが、いまだムツゴロウファンがこのまちを訪れることもあり、無人島記が書かれた当時、昆布漁で嶮暮帰島を使っていた漁師も今はいない、文字どおりに本当の無人島であることを説明すると、嶮暮帰島の雄大さに驚くお客様も多いです。

昨年、長きにわたり嶮暮帰島の魅力を伝え、自然を愛し、浜中町の観光に尽力され、渡船をなりわいにしていた方が亡くなりました。私も何度も嶮暮帰島に行かせていただきました。季節の花や鳥、景色などを楽しませてもらい、希少な動植物の勉強もしましたし、養殖ウニ現場を見学しながら嶮暮帰島へ渡り、海辺のランチとしてウニ丼をつくって食べるというモニターツアーも行ったことがありました。

私は、今後も、貴重な動植物の生息地の場所、また、浜中町にとって大きな観光資源の一つと捉えていることから、下記の質問をします。

浜中町は、平成3年——1991年に嶮暮帰島の一部を購入しています。その経緯と目的をお答え願います。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** それでは、お答えいたします。

まず、嶮暮帰島を購入した経過についてです。

議員がおっしゃるとおり、平成3年1月に売買契約によって購入しておりますけれども、当時、土地開発公社からの申出によって4筆の土地、合計で22万6707平米を購入しております。

この購入によって、島内の町有地は合計32万9994平米となりまして、島全体の面積52万7606平米に対して町有地の占める割合については約62%となったところで

す。購入の目的としましては、自然環境の保全のためでございまして、当時、開発目的で民間事業者が購入したいということもあったことから、町で買い受けてこの自然をそのままの状態でも保全していこうという目的で購入したものです。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 目的と経緯は分かりました。嶮暮帰島が今もそのまま残っていることで、自然を守るという目的はまあ果たされているのかなと思います。

次の質問です。

購入から35年がたっています。35年がたって、町として、嶮暮帰島の管理や上陸の申請を受けていると思うのですが、申請の受理の状況はどのようになっているのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

管理の状況としましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、長年にわたって携わってこられた方、そして、町の観光担当職員、湿原センターの職員とで、毎年、春に1回、遊歩道のごみ拾いや草刈りなどを実施しております。

また、上陸するに当たっての申請についてですけれども、町有地に入り込むということでは上陸に当たっての申請を提出していただいているところです。

受理の状況に関し、令和4年から7年までの実績を申し上げますと、令和4年が52回で181人の上陸、令和5年が40回で135人、令和6年が41回で85人、そして、令和7年につきましては、先ほど申し上げた事情もございまして、環境省の巡視調査の1回の上陸となっております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** このくらいの受理数があったのだと改めて書き留めました。

嶮暮帰島上陸は、ホームページなどで見て、電話での連絡が来るのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 先ほど申し上げたツアーを行っていた方に申請書を出して許可しているものですから、それで件数や人数を把握しているということです。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 申請書をもっているだけなのですね。

ホームページなどを見ていると、電話では相談だけで、申請書は役場に取りに来てくださいという案内なのですか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 議員がおっしゃったとおり、任意の様式でも結構ですので、上陸したいということが分かるよう、まずは担当にご連絡をいただきたいということです。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 嶮暮帰島に渡りたい、行ってみたいという人が申請の仕方や役場に言えばいいのかを分かっていないのです。先ほど言いましたガイド業務と一緒にやってくれている人のところに直接言う人のほうが圧倒的に多かったのではないかなと思うのです。

そういう人もいれば、役場に窓口として電話をかけたら、役場からそちらに連絡してくださいと、丸投げと言ったらおかしいですけれども、そういうような答えでしたという事例も聞いたのです。

窓口としてちゃんとした対応ができていなかったのではないかと思うのですけれども、心当たりはありますか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

上陸したいと思うお客様は、基本的には町で直接受けているわけではございません。渡

船を行っている事業者が町に対し、こういうお客さんがあったので、上陸しますと申請するものですので、お客さんは渡船を行っている人に連絡するという事です。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 長きにわたり嶮暮帰島をガイドしてくれた人がいたということで、行政側もちよっとは楽しっていたかもしれませんね。

ただ、そういうこともありまして、現在、嶮暮帰島に行きたいという連絡をする方がいなくなったのが現実なのです。そこで、周知の仕方をしっかりと決めておかないといけないと感じていまして、改めて窓口として受けるルールなどを決めてほしいと思っています。

感じているところはあると思うのですが、どういうふうに思っているのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 昨年、こういったことを長くなりわいにしていた方が亡くなられたということで、現在、渡船をしていただける業者がいなくなったということです。

町として、そういう商売を直接することは難しいですので、新たな業者が出てきてくれることを期待せざるを得ないのかなと思っています。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** ぜひ、そういう方がまた出てきてくれることを祈りたいと思います。我がまちの観光の一つとしての重要な観光資源を案内、PRしてくれる方がぜひ生まれてほしいなと思います。

では、次の質問に移ります。

観光だけではなく、嶮暮帰島は、貴重な動物であるコシジロウミツバメやトウキョウトガリネズミがいます。「トウキョウ」となっていますが、これは北海道で見つけられたのでしょうかね。蝦夷と江戸の書き間違いか読み間違いでトウキョウトガリネズミになってしまったのですけれども、嶮暮帰島はこの生息地として、初めてトウキョウトガリネズミが生きてまま捕獲できたところなのです。そこに立ち会わせてもらったのが私なのです。ネズミが大嫌いだったのに、それを見てくれと言われて、とんでもないことだったので、嶮暮帰島はそういう場所なのです。

多摩動物公園とパートナーシップ協定を結んでいるかと思うのですが、パートナーシップ協定はどのような状況になっているか、お伺いします。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

コシジロウミツバメにつきましては、平成11年、12年、13年と、生息する動植物に関する情報が少ない嶮暮帰島でございますので、そういった動物の生息状況の一端を明らかにする目的で現地調査を行った経過があり、野生生物総合研究所で調査をしております。

トウキョウトガリネズミにつきましては、ご承知のとおり、平成19年から東京多摩動

物公園とパートナーシップ協定を締結しまして、現在まで継続をしておりますので、トウキョウトガリネズミの調査についても、これまでも引き続き実施してきたところです。

令和9年には協定締結より20年を迎えますけれども、これまでも多摩動物公園内で浜中町の特別展示やパネル展を実施していただいた経過がございますし、昨年7月には東京動物園友の会の方々が浜中町のツアーを実施してくれました。

当日は町長からも歓迎の挨拶をさせていただきまして、私どもも送迎などを手伝うなど、これまで、非常に友好的にパートナーシップを継続させていただいているところです。

来年は協定20周年を迎えますので、記念事業として多摩動物公園で浜中町のPRイベントを実施できないかということで、現在、多摩動物公園サイドとの協議を進めているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** コシジロウミツバメは、穴を掘るツバメです。私が初めて嶮暮帰島に渡らせてもらって、これがそうだよねと巣などを見せてもらったのですけれども、たしか、巣があるということで嶮暮帰島の歩く道のルートを決めた経緯もあると思うのです。野生生物総合研究所の方が来て、一緒に調査に行きましたし、トウキョウトガリネズミの関係で多摩動物公園とパートナーシップ協定を結んでもう20年にもなるのですね。

来年、新たにパートナーシップ協定を結ぶということですが、どこでもそうなのですが、今、世代交代しているのです。多分、多摩から来る方も若い方だと思いますが、今後も長くパートナーシップ協定を続けてほしいですし、よりよいものを結んでほしいなと思っています。

昨年、友の会というツアーの方たちが来たときには、町長をはじめ、とても友好的にお迎えしてくれたということは聞いておりました。すごく感激して帰られたのですけれども、友の会の人たちはツアーのメインとして嶮暮帰島に渡りたかったのです。トウキョウトガリネズミの生息地がこの無人島だよということで皆さんが集まってツアーに参加してくれたのです。

トウキョウトガリネズミを研究している方が窓口になってガイドもしてくれるということで、皆さんは楽しみにして来てくれたのですけれども、嶮暮帰島に渡るがとても難しかったらしいのです。やり取りをしているうちに、これ以上、ツアーがごたごたするのは嫌だからということで、結局、嶮暮帰島に渡るのを断念したと聞きました。

友の会は、東京の動物園協会の動物園が大好きな人たちの集まりで、今回は北海道の無人島にトウキョウトガリネズミを見に行けると集まってくれたのです。今後とも、毎年というわけではないでしょうけれども、ずっとつながると思うのです。だから、そのときのためにちゃんとしたルールをつくっておき、行きたいという連絡が入ったら、ごたごたしないで、簡素な手続で行けるようにして、何とか嶮暮帰島に渡らせてあげられる方法を考えられたらいいなと思うのです。

今後も、そういうことがあると思うので、そういうことをお願いしたいし、窓口のルー

ルを決めてほしいといえますか、ちゃんとしたところがあったらいいなと思います。

次の質問に入ります。

私は、町内で嶮暮帰島利用委員会というものがあつたと思つているのですけれども、窓口としては分かつていますか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 嶮暮帰島利活用委員会の設立ということではなかつたのですけれども、平成15年に利用に係る検討会という名目で開催された記録がございます。もしかすると、有志の方などが任意でいろいろな話をされたのかもしれないけれども、その平成15年の検討会のことではないかと思つております。

当時、エコツーリズム研究会という任意の団体がございまして、現在は解散してはいますが、この研究会から利活用をできないかというお話があり、この検討会をもつて話し合われたということにして、この島の動植物と保護と共生を重点に置いた利活用の考え方を役場内の関係課と調整するという趣旨で話し合われて、嶮暮帰島に上陸する際のルール、要綱が作成されました。

この際、参加した構成員は、役場内の関係部署である当時の管理課、農林課、水産課、町民課、教育委員会の生涯学習課、商工観光課のほか、外部からは、野生生物総合研究所から1名、鳥獣保護区管理員1名を含めて全員で13名がこの検討会に参加しました。

**○議長（落合俊雄君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時01分）

（再開 午後 3時30分）

**○議長（落合俊雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 先ほどの質問の続きですけれども、検討会というものがあつたというお答えでした。

検討会には、水産課、町民課、商工観光課などの皆さんが参加されたというお答えでしたけれども、この検討会はここに至るまで何度かやったことがあるのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

委員会の設立ではないので、継続していたわけではなく、記録として残っているのは平成15年、16年あたりにこういう話合いがあつたということです。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** それであれば、改めて嶮暮帰島を利用する会なり委員会なりをぜひつくてほしいのです。そこでちゃんと嶮暮帰島利用の新ルールをつくり、今、ガイド業をしている方、漁師で免許を持っている方など、誰が渡してくれるのかがしっかり分かるようにしてほしいと思うのですけれども、そういうお考えはありますか。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** ただいま議員から改めて利用の検討会を立ち上げてはというお話がございました。

前回、利用に係る検討会をつくったのは、当時、ここを利用したいという事業者の方がいらっしやいまして、当然、町有地もあるということで、嶮暮帰島の利用のルールを定めるためでした。今まで、そのルールに基づいてきていたということです。ただ、昨年、不幸なことがございまして、今は嶮暮帰島に渡す事業者の方が全くいないということです。

そういう状況において、嶮暮帰島の利用について今後どうしていくかについては、町が主体となっていていろいろな関係者の方と十分に協議し、利用するのか、利用にするにしても事業者の方がいなければ利用できませんし、渡すのにもハードルがありますので、そういうことも含め、検討会に向けての協議をさせていただきたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 協議をしていく会をつくるなり、考えてくれるというお答えと受け止めていいのですか。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** 現在あるルールの上に、今後、関係者の方に集まっていただき、どうしたらいいかという協議はさせていただきたいと考えています。

その中で、例えば、会をつくる、今後どうしていきましょうという話になればそちらに向かっていくと思いますけれども、そういう話合いをする場をまずは設けたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 協議の場を設けて、そこから委員会なり何なりということでしたが、何で2回するのでしょうか。関わっている方たちは知れていますよね。そういう人たちにお声がけして協議会をやって、その中でもう一回つくるということですか。2回しなくてもいいのではないかと私は思うのですけれども、どういう考えですか。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** 嶮暮帰島は特殊な地域であり、一般の方は簡単には行けませんよね。今は、ある程度の資格や許可をもらった方でないと、観光客の方にしても渡すことができない場所なのです。そういうところですので、まずは、利用するしないも含め、一旦、協議をしていきましょうということです。

誰でもすぐに行けるような場所であれば、その利活用についてどうしようということになります。例えば、事業者の方がいらっしやれば、その方を中心として嶮暮帰島の活用を図れると思うのですけれども、そういう方がいらっしやらないとすれば、研究目的で入ることはできるものの、そこを事業やなりわいとして利用することになれば活用はできませんので、まずはそういうことができるのかどうかを協議させていただきたいということです。

委員会や検討会をつくらないということではなく、まずは協議をしていきたいということです。その中で委員会的なものをつくりましょうという話になれば、その場でできますし、そういう流れで進めていきたいということです。

嶮暮帰島は、町有地もありますけれども、民有地もあって、以前、民有地に入り込んでトラブルみたいなものもあったという話も聞いています。利活用については慎重にやっていきたいということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** うるさいですけども、では、今、協議会で考えている方たちはどういう方たちですか。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** 前回設置した検討会のメンバーもいらっしゃいますし、観光に携わっている方やツアーに携わっている方、あるいは、ナショナルトラストなどの関係者の方という意味です。

具体的なものははっきりと申し上げられませんが、そういう関係者と協議をしていきたいということです。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 協議会なり委員会なりが同じようなものでないかなと思うのです。協議会なら協議会でいいのですけれども、呼びかける人たちで今後どうするか、どういうルールで使っていくかを話し合ってくれば良いと思うのです。

今まで、平成15年に検討会があって、それ以来、何となく使ってきたのでしょけれども、これから新しく使いたい方やガイド業を我がまちで始めた方もいますよね。カヌーやカヤック、また、平成15年のときは違う利用の仕方をする方たちも出てきています。

ちゃんとしたルールづくりをしていくためにそういう方たちと改めて検討してほしいですし、そういう会をつくることを考えてほしいと思っているのですけれども、考えてくれるのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** 今までは、そこを利用している事業者の方がいらっしゃって、ルールにのっとって事業運営をされていました。しかし、その方は現在いませんので、改めて、皆さんに集まっていただき、嶮暮帰島の利活用や利用の仕方を含めて協議をしていき、その中で協議会や検討会をつくりましょうということであればつくって取組を進めていきたいと考えておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 前に多く使っていた方が現在はいないということなのですけども、生前、彼は何回も改めてルールづくりをしていかなないと窓口の観光課などに話していたそうなのです。それがスルーされていたというか、なかなかそこまでは至らなかったという経緯があるものですから、しつこく聞きました。ぜひ、協議会を必ずやってくだ

さい。

次の質問です。

その検討会なり協議会ができたとして、観光資源の視点や希少な種を残すということについて、まちとしてどういうふうにしたいというお考えはありますか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 5番目の質問になろうかと思えます。

ご存じのとおり、これまで、東京多摩動物公園とのパートナーシップ協定を継続してきたわけですが、引き続きトウキョウトガリネズミのモニタリングを継続していきたいという動物園側の意向もございますので、これまで同様に続けていきたいと思っておりますし、環境省の巡視についても実施されていきます。

多摩動物公園とは、昨年、浜中町ツアーがございました。なかなか調整がつかず、上陸する案が消えてしまったようですが、その辺は承知しておりませんでした。まだ具体的なものはないので、話し合っ、できることがあれば全面的に協力してやっていきたいと思っております。

先ほどもお話ししましたが、渡船を行っていた業者がなくなってしまったのが現状ですので、新たにそういった事業者が出てくることを期待しているわけです。いずれにしても、何かできることがあれば多摩動物公園とも協力してやっていきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** ただいま担当課長から答弁させていただきました利活用の件についてです。

まずは、平成3年に嶮暮帰島の一部の62%に当たる部分を購入したわけですが、自然を守るということは、これまでもそうですし、これからもそうであると考えております。また、多摩動物公園との学術的な調査研究につきましては今後とも継続してもらいたいと考えております。

昨年、突然、渡船をやられた方が亡くなり、彼を頼りに来る観光客も多くいる中での訃報でしたので、町としても本当に残念に思っているところですが、幸い、彼の遺志を受け継いで継承してくれる方がいるということも耳にしております。

平成16年5月に嶮暮帰島の利用に関する要項は定まっています、上陸に対するルールは決まっております。しかし、先ほど副町長からは苦しい答弁となっていましたけれども、前段で言ったとおり、上陸してすぐの平地の部分は個人の所有地でありまして、一部、学術研究や調査での上陸は認めるけれども、観光ツアーなどには使わないでくれという方もおりますので、再度、個人の所有者とも話をしながら、なるべくスムーズに上陸ができるようにしていきたいと思えます。

浜中町を代表する無人島として、絶景でありますので、たくさんの方に見ていただきたいと考えております。まずは、後継の方が一日も早く免許を取得し、なるべく早くに渡せ

るように町としても支援してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 町長から答弁をもらったから立たなくてもいいかなと思ったのですが、私の言いたいことがまだあったものですから立ってしまいました。

嶮暮帰島は、町有地は上のほうで、下のほうの上陸するところが私有地なのです。だから、検討委員会ではどういうふうにご利用するかというルールづくりをしててくれればいいなと思いますし、こういうことができたらいいなというポジティブな会にしてほしいのです。できないことができるような観光をしてほしいと思っているのです。

乗船するところが私有地ですが、私有地の地主も高齢になってきているのです。だから、まちが借りる、買うなど、何か手だてをしてほしいと思うのです。上陸するところがないので、足元はまちがしますというようなことをお願いしたいと思います。

観光でいえば、無人島を歩こう、無人島へ渡ろう、無人島で星を見るなど、施設をつくらなくても歩くだけで観光できるのです。施設をつくるのにお金がないという答弁が多いですけれども、ただ歩くだけでいいのです。日本でいえば、屋久島は何時間もかけてただ歩いて帰ってくるだけですし、海外でいえば、ニュージーランドのミルフォード・トラックというところは世界で最も美しい散歩道をうたい文句として人を呼んでいるわけです。

ここにいる方たちにも、嶮暮帰島に行ってみたいという方や小さいときに渡ったという方たちがいると思うのです。まずは、地元の人たちでイベント的に嶮暮帰島に行ける日をつくるなど、みんなで利用することを考えてほしいです。

無人島ですから、免許がないと駄目、渡してくれる人がいないと駄目など、ちょっとしたハードルはあると思います。先ほど5番議員も高校生などの若い方がスキルアップとして免許を取ってくれるのを全額助成してはどうかと言っていましたよね。半額ぐらいかな、全額なのだなと思って聞いていたのですけれども、そういうことは浜中町だからできると思います。ああいう無人島があるところはそうそうないので、大いに活用してほしいです。

希少な種を残すということも考えてほしいのですけれども、近年、嶮暮帰島にエゾシカが渡っているということなのです。それは大変だと思いますし、そういうことも頭に入れていかないとなりません。無人島は、熊もいないし人もいない、独り占めできる場所ですので、これからもっと利用できるのではないかと考えているのです。

ここで、町長、どうですかと聞きたかったのですけれども、先ほどお答えをいただきましたので、やめますが、検討委員会や協議会を利用する人たちに声をかけてぜひやってほしいと思います。

以上で終わります。

**○議長（落合俊雄君）** 最後ですけれども、質問者は嶮暮帰島の今後の利活用について総体的に質問されたと思います。それに対して、先ほど副町長は検討会なり協議会をという回答をされておりました。

そういった中で、こういう会を町が主導して開催するのか、また、そうした場合、先ほ

ど来出ている地権者、利用者、希望者、研究機関を含め、総体的な人が集まって検討会をされて今後の活用方法を検討されるのが一番適当だと思いますが、そういうお考えがあるのであればお答えをいただいて、終わりたいと思います。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 最後ということですので、お答えをしたいと思います。

まず、検討会という名前も出ましたけれども、事業者がいないことにはと副町長からも再三答弁をしたと思います。

後継してくれるガイドがいると思いますので、その方とも協議しながらとなりますし、上陸地点の平地は個人の所有地であります。また、議員が言われたとおり高齢となっております。お二方については東京に在住しておりますので、そういった方に接触し、学術研究以外の用途で使わせていただきたい旨の話もさせてもらいたいと思っております。それでもかなわなければ、先ほど議員も言われたとおり、購入といった手法も考えなければならぬのかなと思います。

まずは、個人の所有者の方に一日も早く接触し、町の意向、それから、今後の観光も含めたルール決めについてお話をさせてもらい、その回答を得た上で、今後、現れるであろう事業者と一緒に話をしたいと思います。

もう既にルールはありますので、それに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

（４番三膳時子議員、自席へ着く）

**○議長（落合俊雄君）** 以上で三膳時子議員の一般質問は終了しました。

次に、８番谷村敦議員。

（８番谷村敦議員、質問席へ着く）

**○８番（谷村敦君）** 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

これからのふるさと納税の推進についてです。

平成２０年５月から開始となったふるさと納税制度も今では様々な媒体で耳にしない日がないほど我々の暮らしに浸透しております。全国各地の自治体が誇る地場産品や様々なサービスがしのぎを削る激しい競争を目にして久しいです。

応援したい自治体に対する寄附であるとの本来の意味に即しまして、返礼品を目的としないスタイルのふるさと納税２．０が始まると、自治体プロジェクトや被災地への支援に役立てられたりして、より一層、地方創生に寄与することとなってきました。今では、クラウドファンディングや地場産業への寄附によりまして、事業者のストーリーや地域活性化を支援して返礼品を受け取るふるさと納税３．０も広がり始め、これからもあらゆる可能性に富んだ制度であると言えます。

浜中町は、持てるポテンシャルを着実に生かし、今日まで堅調に収入を伸ばし、１４億円を超える実績をつくり上げてまいりました。これもかねてより事業に携わってくださった担当職員並びに事業者様の絶え間ないご努力のたまものにはほかならないと思います。

しかし、昨年１０月のポータルサイトでのポイント還元廃止のほか、先行の近隣自治体

には全国でも名立たる競合がひしめき合っており、より一層、魅力のある特産品やサービスを加えていく必要があると考えております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

まず、近年の受入れ金額として、令和4年には初めて10億円を突破して10億4683万円、令和5年には13億1458万円、令和6年には14億4682万円と、着実に実績を積み重ねてきております。

昨年のポイント還元廃止のあおりでほとんどの自治体が影響を受けていることとは思いますが、令和7年の本町におけるふるさと納税受入れ金額はお幾らでしょうか、お示してください。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

令和7年度の寄附額につきまして、現在進行形ですので、2月末現在の状況でお答えをさせていただきますが、12億9000万円という実績でございます。

残りあと1か月、3月分がございますので、例年の状況から考えますと最終的には13億円前半になるのではないかと見込んでいます。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 魅力のある地場産品がたくさんあって、最近は伸びてきておりまして、一度下がったのは予想の範疇だったと思いますし、それでもきっちり納税していただいているのだと感謝しているところです。

こういったいろいろな流れやあおりがありまして、伸ばしていく気持ちで取り組むのは当然ですが、今後の目標額やこういった推移をたどるのではないかなど、どう考えているかをお示してください。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

今回、寄附額が前年度より下回る見込みですけれども、要因としては、最近では米やトイレットペーパーなどの日用品に流れている傾向があります。また、一番大きいのは、先ほど議員が申し上げたとおり、昨年の制度改正によってポイント制が廃止になったということです。9月末をもって廃止になったわけですので、10月以降の寄附が大きく打撃を受けました。

対策としては全国的に人気のある商品である魚介類に力を入れたいなと思っておりますけれども、そう簡単にいくものではございません。本町はハーゲンダッツが主力ですので、それを踏まえ、新たにバリエーションを増やすなど、さらに出品できる商品を増やしていくことが必要ではないかと思っております。

目標額については、今年度はこういった要因で前年度より下がる見込みですけれども、次年度以降においても、前年並み、または、それ以上を目指しております。どんな改正が来るかは分かりませんが、少なくとも今のラインを極端に下回らないように努力を

していきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 浜中町の返礼品は、ありなしにかかわらず、とても魅力的なものが多いと感じております。その中でも特産品は品質の高いものばかりです。しかし、返礼品を選択する際、寄附者様が類似するほかの自治体と比べたとき、寄附額に対してよりお得感のある自治体の返礼品を選択することになるケースが多いと思うのです。

食品類を例に取りますと、一度、浜中町の品質の高い特産物をご賞味いただけたら、次からはお得感だけでははかれないことを知っていただき、多くのリピーター様がさらに増えると私は確信しております。

そして、返礼品について、何を見て選択するかといったときにレビューがとても大切になってくると思います。人気の返礼品かどうかは、レビューの多さで読み取れます。そして、レビューの星の多さをもっと大切になってくるのですが、浜中町の品質の高い返礼品をもってすれば恐れるに足りないものと思います。

次の質問です。

レビューの獲得、評価、口コミに向けた取組やこれからのお考えがあればお示してください。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

レビューを通しての施策についてです。

例えば、1か月と限定して期間を設けてレビューをしていただき、特典を贈呈するなどの取組は今まで何度かやってきておりまして、今年3月にも浜中町への応援メッセージなどをいただいた方には記念品を進呈することにしております。

レビューの獲得については、今、議員がおっしゃったように、本町の商品は事業者の皆さんに本当に丁寧に一つ一つ一生懸命につくっていただいております。もともとの素材がいいということもありますが、本町の商品は非常に品質が高いと自信を持って自負しているところです。

おかげさまで、寄附者の皆さんからのレビューについても、先ほどおっしゃっていただいたように、高い得点のレビューが非常に多く、本当に感謝しているところです。

レビューについては、現在もやっておりますけれども、隠れたり見えなくなってしまうりすることもありますので、改めて中間委託業者とも相談しながら検証して進めていきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** スムーズにレビューの書き込みまで誘導する方法のほか、自治体や生産者とのつながりという感覚を刺激できるようなメッセージを毎年のように更新していくなど、マンネリ化にならないように努めてほしいなと思います。

次の質問です。

寄附者属性の分析やリピーター率の管理は行われていますか。行われているなら、どう生かされているのか、お尋ねします。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 寄附者の属性については、年齢層や男女別、リピーターなどの割合などの傾向を参考にして取り組んでいるところですが、本町は割と低い寄附額の返礼品がメインのコンテンツとなっております。

例えば、女性から高い人気のあるスイーツ系は女性向けの定期便を設定したり、居住地の関係では、人口の多い関東圏には非常にコンビニが多いので、コンビニで交換できるデジタルギフトも昨年からはじめさせていただき、徐々に浸透し、利用されてきているところでして、こういった取組については属性の分析から始めた取組の一つでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** リピーターの獲得には、浜中町に少しでも興味を持っていただいで、関心の高さが薄れてしまわぬうちに、返礼品を送ったときだけではなく、まちの季節の移ろいやイベント情報をメールマガジンやアプリの通知などでお届けすることもできると思います。

システムの難しいのであれば、地域おこし協力隊が発信している浜中町の情報をアピールするほか、ふるさと納税の返礼品やサービスを地域おこし協力隊に紹介してもらうチャンネルを強化したりしてもいいと思うのです。いっそのこと、ふるさと納税に特化した協力隊の創設も考えられるわけです。

浜中町に着目してくださった寄附者様がリピーターであり続けてくれるための工夫をいま一度てこ入れすることが大切と考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

リピーターの強化については後ほど回答しようかなと思っていたのですが、返礼品を送るときにサンクスレターを同封して感謝を伝えているところですので、そういったことを継続していきます。

また、地域おこし協力隊の関係については、SNSなどのノウハウが非常に高いですし、ペーパーのやり取りではない方法も今は大分広がってきておりますので、協力隊の方に相談しながら取り組んでいければと思っているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 返礼品を送った後に感謝のお手紙を紙媒体で送っているということで、受け取った方の心に届くと思います。しかし、年齢層や毎年こういったものに納税をいただいているかによって一人一人違うものをしかも紙媒体で送ることは手間ですし、お金もかかりますので、なかなか難しいというのは分かります。

ふるさと納税の委託業者様であるシフトプラス株式会社とお話ししたりして、こういったデータがあるのかをピックアップしていただき、我々はこういった人にメールやアプリ

の通知などで知らせることができるか、手数料などが発生するのかもしれませんが、紙媒体で一人一人に送るよりはデータを駆使してデジタル的なものでいろいろな情報を送ることは可能だと思います。

そういったものをシフトプラス株式会社と話して考えてみてくださるかどうか、お聞きしたいです。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 今、議員がおっしゃったとおり、そういったことが可能かどうか、中間業者にご相談して取り組んでみたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 前向きな答弁をありがとうございます。

それでは、四つ目の質問に行きたいと思えます。

寄附者への使途報告書の送付、または、お知らせについてです。

今や、ふるさと納税は、返礼品選びだけではなく、その先の寄附をした自治体での使われ方に重きを置いて納税してくれている方が多いです。

寄附金の使途を明確にして報告する手段は取っているのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

いただいた寄附の使途は、寄附をいただいた都度、一人一人に報告書のようなものを紙で送ったりはしておりませんが、使途の実績については、ホームページやSNS等で公表しておりますので、本町を応援しようと寄附して下さってる方については、こういったコーナーをご覧になっていただいているのではないかと考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 僕も浜中町のホームページを見てみたら、寄附金の使い道といったページがありました。しかし、ざっくりとしたとても簡単なページでした。

いただいた寄附金によって実現した事業の様子を細かく説明したり、画像で確認できるようなページを浜中町のホームページの中に設けたりするのは、そんなにお金のかかる大変なことでもないと思うのです。そういったものがあるだけでも一度納税した方が浜中町を気にかけてくださると思えますし、あちらから見てくださるということですから、心に刺さり、それがまた次につながると思えます。

寄附者様のほうから浜中に興味を持っていただいているのですから、そういったページがあるとより分かりやすいですし、心に伝わると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 返礼品を送る際に一緒にサンクスレターを同封して感謝をお伝えしていると申しましたけれども、実際に活用されるタイミングは1年後などになるわけです。改めてそのことを紙で送るということについては相当な手間がかかりますし、経費の関係もございまして、費用対効果も含めて見極めていたところです。

しかし、先ほどおっしゃっていただいたように、必ずしもペーパーではなく、メール配信なども普及してきておりますので、ホームページの見せ方も含め、その方法を改めて検証し、改良を進めていきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** それでは、五つ目の質問に行きたいと思えます。

地元業者との連携強化や今後より魅力のある特産品開発に向けた取組の考えについてです。

漁協や農協など、様々なお知恵やマンパワーがおありの方々にも、いま一度、未来に向けた新しい試みとして新事業に挑んでいただけるよう、力強く働きかけてほしいなと思えますが、お考えをお聞きします。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** 地元の事業者との連携強化についてです。

これまでも、日常的に情報共有を行いながら連携して取り組んでおります。その上で、今できること、可能なことについては、これまでも、関係する事業者の皆さんに非常に努力していただき、いろいろなことを展開してきたところです。

今ここで具体的には申し上げられませんが、今後においても、寄附者のニーズに応じた魅力のある商品の開発に向け、事業者の皆さんと一緒に努力をしていきたいと思っておりますし、新たな事業者も増えていけばすごくありがたいなと思えますので、そういった呼びかけも一緒にしていきたいなと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 納税者、寄附者は、去年もこのページを見たな、これとこれしかないなというのは重々分かってしまうと思うので、これからも新たなものを考えるという頭をいつも働かせて、町はこういった施策を盛り込んでいるのだという気持ちが少しずつでも伝わるように一つでも変えていけるようにしていただきたいです。そして、新しい商品や試みが生まれますと、ふるさと納税だけではなく、浜中町の力の底上げにもなると思うので、そういったものを総合的に開発し、結局、ふるさと納税で跳ね返ってくる、そもそも浜中町の底力を上げていくといった考えで頑張っていってほしいと思えます。

浜中町は、近隣の自治体に競合が多いですけれども、ランキングではなかなかいいところに位置しているのです。全国では、1740以上の自治体がある中で、令和6年のランキングで207位、北海道では179市町村がある中で30位ですから、結構すごいですよね。

この感覚があるうちに、やっぱり品質が高いな、これを生んでいる浜中町へ行ってみたいなというところまでつながるように、ふるさと納税の新商品や新企画をこれからもより一層の熱意を持って働きかけてほしいと思えます。

それでは、最後の質問に参ります。

令和9年から給与所得が1億円以上の人に住民税控除額の上限を193万円とする閣議

決定がされました。富裕層の取り込み激化も懸念されますが、これについてはどう捉えておられますか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

令和8年度の税制改正大綱が昨年12月26日に閣議決定されたわけですが、議員がおっしゃったとおり、給与所得1億円以上の納税者に対して上限193万円が設けられたということです。これは富裕層に対しての制限が厳しくなったということで、こういった層の取り合いなどが懸念されることかなと思います。

ふるさと納税制度については、その人のもともとのふるさとやそのまちを応援して下さる方々に恩返しの気持ちを伝えるために公的な税制上の仕組みとして創設された制度として、今や1.2兆円を超えて国民に広く浸透される制度となりました。

税制上の控除を利用して集められた寄附金についてはまさに公金ですので、地方公共団体において住民サービスの充実や地域振興のために活用されることは当然のことですが、地方公共団体の区域外に流出するポータルサイト事業者など、外部の事業者に支払う手数料等についてできるだけ縮減していく必要があるということで、この制度の本来の趣旨に立ち返ることを目的とした制度改正でございます。それに合わせて、高所得者についても所得に応じて際限なく増える特例控除額について定額の上限を設けられたということです。

本町については、先ほど寄附者の属性のところでもお話ししましたが、主力になっているものは割と低い寄附額の返礼品です。上限が193万円です。本町の返礼品にはそこまで高額な商品はありませんので、本町にとっての影響はさほど感じられないのかなと思います。

もし仮に1人でこの額になるまで何度も何度も納税して下さるようなありがたい方がいらっしゃれば、そういったことも影響してくるのかなと思いますけれども、そこまではないのかなと今のところは思っております。

しかしながら、実は、令和8年度の取組の一つとして、高所得者層をターゲットとした広告の展開を考えているところでしたので、定額の範囲内においてとなりますけれども、来年度、高額な返礼品のPRも同時に進めていきたいと考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** いろいろと考えてくださっているようで、ありがたいところです。

工夫によっては寄附額の向上に向けて改善できるものがまだまだたくさんあると思います。大きな予算を必要としない、まさに最少の経費で最大の効果を生み出せるのではないかと考えております。

ふるさと納税は、基準財政収入額に算入されず、地方交付税が減少することなく受け取れる純粋な収入増の要因です。もう一つ、二つ、アイデアや工夫をプラスすることで、今後、数千万円、1億円と増やしていただきたいですし、少なくとも維持していけるように、

一つ、二つの努力がこれからの鍵だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、このまちの魅力や特産物、存在意義について、いま一度、細かなフォローとふるさと納税事業のねじの巻き直しが大切だと捉えますが、いかがでしょうか。宣伝隊長となって全国を駆け巡ってくださっている町長の見解をお聞きして一般質問を終えたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** ご質問にお答えをします。

ふるさと納税につきましては、本町にとって本当にありがたい貴重な自主財源であります。釧路・根室管内におきましては高額な寄附を集めている競合がひしめいているということは議員の質問にもあったとおりですが、まず、本町の強みはクオリティーの高い農水産物があることと地場産のもので返礼品を出していることに尽きると思います。

これから様々な制度改正がされていく中で、本町のように地場産で勝負している町村が最後は有利になるのではないかなど思っていますし、そのためにも寄附者の方の心に伝わるような取組をしていきたいと考えております。

今、原課も、中間委託業者と話をしながら、いかに多くの方に浜中町のファンになっていただくか、応援していただける商品を出していただくか、一生懸命に取り組んでいる最中ですし、新年度予算にも絡んできますけれども、今の14億数千万円という寄附額を維持したいところですが、町長の思いとしては、去年も申し上げたかもしれませんが、倍増を目指しながら取り組んでまいりたいと考えております。そういった意気込みも含め、今後、新年度に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

町長としては、寄附者の立場に立って札幌などの首都圏でのPR活動をしてまいりますし、昨年、フレンドシップタウン協定を結びました沖縄県与那原町での30周年の記念式典もありましたが、沖縄で物産展をやる予定ですので、その中で浜中町の魅力を十分に沖縄の方に伝え、あわよくば浜中町を応援していただけるよう、沖縄県民の皆さんとの交流を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（8番谷村敦議員、自席へ着く）

**○議長（落合俊雄君）** 以上で谷村敦議員の一般質問は終了しました。

次に、7番渡部貴士議員。

（7番渡部貴士議員、質問席へ着く）

**○7番（渡部貴士君）** 通告書に沿ってご質問をさせていただきます。

令和8年度予算編成及び今後の展望についてお伺いいたします。

本町は、近年、財政調整基金を取り崩しての予算編成が続いており、持続可能への懸念が強まっており、各課からの予算要求が大幅に超過する状況の中で、事業の取捨選択と優先順位の明確化は避けて通れない課題であると思います。

単年度の効果ではなく、10年後の財政構造と人口構造を見据えた政策判断が求められていると思います。町長の任期も折り返しを過ぎ、成果と課題を明確にされ、後半に向け

た戦略を町民に示す責任があるとも考えます。

財政の健全化、産業振興について、以下、お伺いさせていただきます。

財政の現実と見通しについて、財政調整基金の残高推移及び今後5年間の財政の見通しについてお伺いたします。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（渡部幸平君）** それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の残高推移ですが、令和元年度以降の推移としてご説明を申し上げます。

1000円未満につきましては、まとめて千円単位でお答えをさせていただきますが、まず、令和元年度末は3億4887万4000円、令和2年度末は3億9860万5000円、令和3年度末は6億9010万3000円、令和4年度末は7億5523万2000円、令和5年度末は8億1348万6000円、令和6年度末は11億582万2000円、そして、令和7年度は9月補正で5790万円を基金に積み増しさせていただいたということで、直近の残高は11億6372万2000円となっております。

この間、実質6年で8億1484万8000円を積み立てたことになっております。

今後5年間の財政見通しについて、実際に5年後までを見通すのは難しいことだと感じておりますが、まずは、想像されるものとして、近年の賃金の上昇や物価高につきましては今後もある程度続いていくことと感じております。

賃金上昇自体は大変喜ばしいことですが、賃上げ、あるいは、物価高につきましては、財政面からは、人件費や委託料、補助金などの歳出予算科目全般に影響がございます。

一方で、町の収入の大きな柱となっている普通交付税は人件費や物価高などの影響も加味されて増額傾向となることが予想されておりますが、反面、現在の賃金や物価高のスピードには十分に追いついていないということで、本町の財政で十分な補完はできないだろうと感じております。

また、ここ数年間の財政見通しとして明らかなことといえば、公債費の増加が見込まれております。町は、これまでも大型事業などについては補助金や有利な起債を財源として町の実質負担額の軽減を図ってまいりましたが、償還元金に加え、ここ数年で利率も上昇しておりますので、公債費の償還額はここ数年では増えていく見込みです。

しかしながら、予算編成につきましては、歳入歳出のバランスを調整していく作業とも言えまして、毎年度、歳入予算の見込みを立て、その規模に合った編成を行っていきますので、歳出予算が大幅に超過する状況にはならない、そういうふうにはいけないと考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** ただいま、担当課長から詳しくご説明をいただき、大変安心したところです。

私自身、勉強不足なところもありまして、財政調整基金の性質をよく理解できていなかったです。要は、なるべく手をつけないほうがいいものだと思っていたのですが、読んで字のごとく、当初予算で予算をつけたもので借りたり、年度末の補正予算で使用し切れなかった分は戻したりするための調整基金だということをよく学ばせていただきまして、ありがとうございます。

最近、財調の額についての報道がされていまして。目安として10億円ぐらいなのかな、当初予算の10%ぐらいを所有しているものなのかな、ただ、今年でいうと、そのうちの20%から25%を取り崩し、その後に今年度に使い切れなかった分が戻ってくるわけですが、10億円ある分を20%使っていくと、4年か5年でなくなってしまうのかなという心配があったので、質問させていただきました。

しかし、今、課長にご答弁いただき、二つ目の質問の現在の取崩しが続いた場合について理解させていただきましたので、次の質問に移らせていただきます。

未来への投資の定義について、町長が考える未来への投資とは既存産業の深化か、もしくは、新規事業の創出かをお伺いさせていただきます。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** ただいまのご質問にお答えをします。

未来への投資とは既存産業の深化か、新規事業の創出かといった質問かと思えます。

どちらかということではなく、町長としては、どちらもといったことになります。

まず、産業の深化という意味におきましては、浜中養殖うには研究と試行錯誤を重ねた上で農林水産省のGI登録に認定となりました。そのことで、非常に評価が高い状況が続いておりまして、豊洲市場でも浜中養殖うにに一番に値がつくなど、高級ブランドになっております。

このことは、ウニ潜水漁とも合わせますけれども、漁価の収入増、そして、税収増にもつながる本町にとっては好循環なことであると考えております。

一方、酪農につきましても、高品質な生乳につきましても、ご承知のとおり、ハーゲンダッツの原料乳であることと併せ、近年では、4.0ソフトについても非常に高評価を得ており、多くの観光客の皆さんが4.0ソフトを求めて本町に来ていただいております。

今後も、様々な補助や助成などを使い、本町の産業について支援をしていきたいと思っております。

また、新規産業の創出につきましても、私の町長就任の際に三つの助成制度を設けさせてもらいましたが、議員もご承知のとおり、創業事業につきましても、去年は飲食店で2件の新規の開業がありまして、これまで事業継承も含めて懸念されていた中で非常に喜ばしい出来事だったと思っております。

まずは、本町に活気をもたらすべく、財源が厳しい中でもありますけれども、まちづくりに向けて懸命にやっている最中ですので、私の意思を受けて、職員一同、それに向けて頑張っている最中ですので、今後も全力を尽くしてまいりたいと思ってい

ます。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** ただいま町長からお答えをいただきました。

漁業も酪農も、そして、新規の産業も大事だということで、新しくできた新規創業の補助制度を使って2件の飲食店が開業されたことも承知しているところです。

ウニに関しては、圧倒的です。G I登録がされたことで大変有名になって、ウニを食べたいと言って来てくださっているお客様もいらっしゃるということです。海産物ですので、旬がありますよね。浜中養殖うにの旬の時期は、霧多布だと9月から年内で、散布は凍らないため、冬の間も食べることができると思います。

ここはグリーンシーズンに観光客が多いです。この間、グリーンシーズンに来たお客様、要は下調べなしで来たお客様が浜中の養殖ウニを食べたいといったときに、旬を伝えるのはむしろいいと私は思いますし、また来てくださいということになるのですが、今はないのでよねとなってしまいます。ウニは圧倒的なブランディングができたと思います。

この後、町長が考える第2の地域ブランド、浜中ブランドのお考えや構想がありましたら、お示しをいただけますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 浜中養殖うにに続くブランドということで、昨年、水産課、漁協は氷鮮まいわしのブランド化に着手していますが、何分、昨年、マイワシが不漁でありまして、今期に期待をするところです。まずはブランド化に向けてPRをしっかりとしていきます。

また、何ととっても、本町は昆布のまちでもありますので、昆布、ハナサキガニ、ホッキ、アサリといった水産物のブランド化に向けて、執行方針でも述べさせてもらいましたけれども、漁協、農協等を含めてクオリティーの高い商品がたくさんありますので、ブランド化に向けて力を入れていきたいと思っています。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 浜中養殖うにに続くブランディングとして氷鮮まいわしですね。

マイワシは、去年はたしか不漁だったのですよね。海のものなので、天候の影響や資源の増減もあるかと思うので、難しいところなのかなということは、去年、改めて認識させていただいたところです。

ただ、先ほど来、8番議員からのふるさと納税についての質問とご答弁を見させていただきましたが、浜中町の強みは産地であるのです。私も、一漁業者です。漁業者の端くれとして、ここで取れているものなので、加工さえできれば商品がつくれると思うのです。加工だけ強い地域は産地ではないのかもしれないですし、産地で加工もしていることが一番強いのかなと思います。

今後、ウニに続く、ハーゲンダッツに続く地場の商品考えたときに、産地であるということを生かして——要は旬があつていいと思うのです。一年を通して出荷されることも

もちろん魅力的ではあるのですが、自然、四季があるからこそおいしい、浜中らしいというブランドです。氷鮮まいわしは生であり、鮮度が命なので、水揚げしてから出荷までの足の早い商品だと思っておりますが、氷鮮まいわしに続く第3のブランディングについて、町長の構想でも構いませんので、何かお考えがあったら伺えますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** まず、氷鮮まいわしについては、不漁だったということもあって、残念でありました。マイワシを使ったオイルサーディンのような缶詰を商品化したいという道の意向もありますので、通年で出せるような商品も考えているところですし、先ほど言ったとおり、本町は農にも水にもクオリティーの高い商品がありますので、例えば、農と水が融合した商品も開発できればなど考えております。

MO-TTOかせての利用と商品開発も含めて原課も動き始めておりますし、そういった事業者もおりますので、何とか新商品化に向けていきたいと思っております。

また、議員からの質問のホッキについては浜中ブランドとして成り立つのではないかと考えていますし、例えば、浜中で言うとクロホッキという大きいホッキをブランド化したという思いは原課も含めて常々持っていますが、漁協の協力がなければなかなか進まないところもありますので、今後、深く協議を進めてさらなるブランド化に向けて歩みを進めていきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 無理やりな質問だったのですが、まさか町長からイワシの次にホッキと。ご存じかと思いますが、私は帰省してから事業を継承してホッキを育てています。魚はどこかでおいしくなって帰ってきて目の前で取られています、ホッキはここで育てておいしいのです。このブランディング化は目いっぱい応援させていただきたいと思っておりますので、実現していただくように政策をお願いいたします。

マイワシの缶詰の商品化は地元の業者でお考えだったのでしょうか、まだ具体的な話は見えていないのですか。

**○議長（落合俊雄君）** 水産課長。

**○水産課長（東海林圭太君）** お答えいたします。

マイワシの商品化については昨年度からやっております。

昨年度は、組合の加工場を利用させていただき、それを商品化するというので、その後には北海道の補助をいただいてパッケージをつくったりして進めております。

氷鮮まいわしは、鮮度を保つために発泡スチロールにイワシを入れて鮮度をよくして市場に出すということですので、まず最初に組合で試験的にやらせていただきました。去年は不漁ということでしたが、もし去年が取れていれば、ほかの加工屋も買えるようなものにしていく構想としておりました。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 具体的な商品化まで動いているとは組合員でいながら全く知りませんでした。可能性のある商品だなど思いました。ただ、漁獲できるかどうか難しいというところも承知しました。

町長の執行方針の中でも地域が稼ぐ力ということをおっしゃっていましたし、先ほど来、ふるさと納税の話もありました。私も漁業者で1次産業従事者ですし、事業もやっていますが、地域で稼ぐのはすごく大事なことだと思うのです。また、観光に特化すると思いますが、先ほど無人島の話もありました。

今後、町長が浜中町で稼ぐ力に注力したいところがありましたら、具体的にお示しいただけますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 稼ぐ力については執行方針でも述べさせていただきました。

稼ぐ力の基本は、まちとしても稼ぐ力をつけたいということで、行政にしてみれば、まずは貴重な自主財源であるふるさと納税に尽きます。ふるさと納税の増額に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

また、次の質問に関わってくるかもしれませんが、民設民営ですので、町の施策ではございませんけれども、私の思いとしてはワイナリー構想があります。令和7年度は1万5000株の苗を植えさせてもらい、令和8年度はさらに2万株を植えます。出荷になるまでには四、五年がかかるということですが、まずはワイナリー構想に向けた第一歩を踏み出したのかなと思っています。

ブドウが実った暁には、レストランとホテルを併設するといった大きな構想もありますので、それに向けて取り組みたいと思っていますし、町として、レストランやホテルが建ったときには、当然ながら集客もできますので、稼ぐ力になるのではないかという思いから、力を注いでいきたいと思っています。

また、執行方針でも述べましたが、茶内ふれあい広場のリニューアルにつきましては、親子が集える場所の提供だけではなく、町内にいる子どもからお年寄りまで、誰でも集える公園として整備し、その上で、町外からの誘客も考えております。また、子どもだけではなく、先ほど津波避難タワーの話でペットの話も出ましたけれども、ペット連れの多くの方々が集ってくれるような公園をつくりたいと思っています。

そのことはまちのにぎわいの創出につながっていくと思いますし、近くには4.0ソフトもあります。そして、その足で霧多布岬のラッコを見た後、温泉に入り、湿原センターに行って湿原を見るなど、浜中町には様々な景勝地があります。

まずはまちを活気づけたい、地域おこし協力隊の力もいただきながら進めていきたいと思っています。そういう考えを持って、今、まちづくりを進めているところでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 本日の会議は、あらかじめ延長いたします。

7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** まだ大きな二つ目の質問の途中だったのですが、町長から三つ目のワイナリーの構想と公園の整備についての質問の答弁をいただいたのは5時に終われよというプレッシャーをかけられたということなのではないでしょうか。私も段取りが悪いので、予定どおりに行かないとちょっとばたばたしてしまいます。

公園の整備についてですが、2年の計画ということで伺いました。昨日、補正のところでもやり取りがありまして、事前の全員協議会等の説明でも大体は把握したつもりですけれども、2年かけて公園が完成した後、先ほど町長が大体のイメージはお話しされたのですが、あの場所で、あの大きさで、あれぐらいの面積でどれぐらい集客できるのでしょうか。町外の方もターゲットにするということですがけれども、公園だけを目当てにというのはなかなか難しいのではないかと思います。

あそこで町外のお客様を引き寄せられる魅力を何かお考えでしたらお示してください。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 茶内ふれあい広場のリニューアル工事についてです。

まず、これまで、あの規模の公園は町内になかったと思っています。障がいのある方も健常者も含めて遊べる遊具の設置も含め、いろいろな方が訪れるような公園にしたいということで、議員の皆様担当から構想を説明させていただきました。

昨日の社会文教常任委員会の調査報告でも言われたとおり、子育て世帯の人の満足度を高められるまちづくりに尽きるとしています。ですから、子育て世代の方も含め、町内にいる方々に満足していただけるような公園であれば、おのずと町外からもお客さんに来ていただけると思っていますし、自信を持ってつくっていきたいと思っています。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 茶内ふれあい広場について承知しました。

私は、反対というわけではないのです。ただ、先ほど4番議員から大自然の無人島である嶮暮帰島を観光資源として利活用してはどうかということがあったのですけれども、一般的な公園であれば、都会にあればどんな子どもでも使いやすく、ぱっと行きやすいのかなと思います。

ただ、ここの特性を生かすには、商品のブランディングでもそうですけれども、自然の中の公園や遊具——遊具も高いと伺ったのですけれども、木にロープをぶら下げてブランコになるかは分かりませんが、大自然の中で——嶮暮帰島に渡るには漁船という話でしたが、こいで渡る、僕らが子どもの頃は流氷に乗って怒られたりしましたけれども、自然の中での外遊びがここだからこそ考えられるのかなという思いがあったのです。

公園に反対するというわけではないのです。ただ、地域の方の満足度を公園でとお考えでしたら、自然の中で遊ぶ、浜中町の子どもらしい遊びもできるのではないかなと思うので、ご提案させていただきたいのですけれども、お考えがあればお伺いできますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 自然の中でといった話ですが、昨年行った町長とパパ・ママ子育て座談会でも自然をフィールドに子どもを遊ばせるといった構想を持たれている親御さんがおりました。

本町におきましては、全ての子どもが大自然の中で生活しておりますし、学校に通いながら自然と触れ合う機会が多いと思います。自然を好んで自然の中で遊びたいという方と整備された公園で遊びたいといった方に二分されると思います。

これまで、子ども・子育て支援事業計画の中でもニーズ調査をやってまいりましたが、昨日、企画財政課長からも答弁をいたしましたけれども、過去3回にわたってのニーズ調査でも1番目には公園が欲しいという声がありました。しかし、過去3回のニーズ調査を蹴ってまで、これまで公園づくりをしてきませんでした。

今、子育てされている世代については欲しいと言っています。しかし、一定程度、年齢が上がれば遊ばなくなるのではないかという意見もあります。ただ、まずは子育て世代の満足度を高めた上で、じいちゃん、ばあちゃんも一緒に孫と触れ合えるポイントになりますから、まずは地域ににぎわいをもたらすための公園整備でありますので、よろしく願います。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** それでは、最後の質問に移らせていただきます。

三つ目の優先順位と確保についてお伺いいたします。

限られた財源の中で次世代に残すものとあえて縮小、整理すべきものをどのように考えていらっしゃるのか、明確な優先順位があればお伺いしたいと思います。

町長の任期は残り1年半となりました。私がこういうことを言うのは大変恐縮ですが、残された任期で何をなし遂げたいのか、町民に対しての思いと展望、覚悟を大変生意気で恐縮なのですが、お示ししたいと思っています。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 質問にお答えします。

何を残したいのか、何をなし得たいのかという質問でございます。

執行方針でも述べましたとおり、基幹産業である農業、漁業を守ることに尽きると思いますし、農・漁業を守るためには本町の豊かな自然環境を保全することに尽きるのです。これまでもそうでしたし、これからでもそうであると思っておりますし、そのことは今を生きる私たちに課せられた義務でもあると思っておりますので、そのことに向けて力を注いでまいりたいと考えております。

財源も含めて非常に厳しい中ですが、先ほども答弁しましたとおり、ふるさと納税に力を入れさせてもらいまして、各事業・産業への支援をしていくこともこれまで同様に変わりません。

そして、事業の縮小、廃止といった質問もございましたが、住民サービスに関わっては、縮小、廃止といったことは現在持ち合わせておりません。まずは、今あるサービスを継続

する上でどんなことが必要かを考えながらまちづくりを進めていきたいと思っておりますし、将来、もしあるとすれば、サービスの廃止などではなく、行政内部の話でありますけれども、少ない人数でも業務に当たれるような機構の見直しも考慮しながら財源の確保に向けて力を注いでいきたいと思っております。

あと1年少々の任期で何を成し遂げたいかといった質問ですが、成し遂げたいというよりは残したいといったことに尽きます。

まずは、避難堤といった意見もありながら、津波避難困難地域においては津波避難タワーで行かせてもらうといった決断、まずは地域住民の命を守ることを最善に津波避難タワーの建設に向けて、残りの3基について、これからも進めていきたいと思っております。

次に、先ほど申しました茶内ふれあい公園のリニューアル工事です。まずは、地域に、まちににぎわいをとった公園整備ですので、完成した暁には各種イベント等をその公園でやっていただきまして、様々な方に来ていただけるような公園を目指して町民の皆様とともにPRをしながら公園を盛り上げていきたいと思っております。

(7番渡部貴士議員、自席へ着く)

**○議長（落合俊雄君）** 以上で渡部貴士議員の一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

---

## 延 会 宣 告

---

**○議長（落合俊雄君）** お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 5時09分)